

第三期東京都医療費適正化計画 (計画原案)

平成29年11月

東京都

目 次

第1部 計画の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的、性格	2
3 計画の期間	2
第2部 都民医療費の現状	3
第1章 都民医療費の現状	3
第1節 東京都の高齢化の状況	3
第2節 都民医療費の動向	5
1 医療費総額	5
2 一人当たり医療費	6
第3節 疾病別医療費の状況	7
1 疾病別医療費構成の状況	7
(1) 疾病大分類別医療費の構成	7
(2) 年齢階級別に見た疾病大分類別医療費の構成（医科計）	8
(3) 疾病中分類別医療費の状況	9
2 生活習慣病の医療費	10
(1) 生活習慣病の一人当たり医療費（40歳以上）	10
(2) 糖尿病の年齢階級別 医療費等	11
(3) 腎不全の年齢階級別 医療費等	12
(4) 高血圧性疾患の年齢階級別 医療費等	13
(5) 脳血管疾患の年齢階級別 医療費等	14
(6) 虚血性心疾患の年齢階級別 医療費等	15
(7) 生活習慣病の区市町村別 一人当たり医療費と受療率（40歳以上）	16
3 新生物の医療費	17
(1) 新生物の疾病別 患者一人当たり医療費（全年齢）	17
(2) 新生物の年齢階級別 医療費等	18
第4節 後発医薬品の使用状況等	19
1 後発医薬品の使用状況	19
(1) 都道府県別後発医薬品数量シェアと切替効果額	19
(2) 東京都における保険者種類別の後発医薬品数量シェアと切替効果額	20
2 重複投薬の状況	21
(1) 都道府県別重複投薬（3医療機関以上）患者率	21
(2) 東京都の性、年齢別重複投薬（3医療機関以上）患者率	22

(3) 東京都の保険者種類別重複投薬（3 医療機関以上）患者率	23
3 複数種類医薬品投与の状況	24
(1) 都道府県別複数種類医薬品投与（15 剤以上）患者率	24
(2) 東京都の性別複数種類医薬品投与（15 剤以上）患者率	25
(3) 東京都の保険者種類別複数種類医薬品投与（15 剤以上）患者率	26
第2章 第二期医療費適正化計画の進捗状況	27
第1節 住民の健康の保持の推進に関する進捗状況	27
1 特定健康診査の実施状況	27
2 特定保健指導の実施状況	28
3 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合の状況	29
(1) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	29
(2) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	30
第2節 医療の効率的な提供の推進に関する進捗状況	31
第3部 計画の基本的な考え方	32
第1章 国の基本方針	32
第1節 国の基本方針の考え方	32
第2節 国が示す目標	32
1 住民の健康の保持の推進に関する目標	32
(1) 特定健康診査の実施率	32
(2) 特定保健指導の実施率	33
(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	33
(4) たばこ対策	33
(5) 予防接種	33
(6) 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標	33
(7) その他予防・健康づくりの推進	34
2 医療の効率的な提供の推進に関する目標	34
(1) 後発医薬品の使用促進	34
(2) 医薬品の適正使用の推進	34
第2章 東京都の計画の基本的な考え方	35
第1節 国が示す目標に対する東京都の考え方	35
第2節 計画における取組の方向性	35
第4部 医療費適正化に向けた取組の推進	37
第1章 住民の健康の保持の増進及び医療の効率的な提供の推進に向けた取組	37
第1節 生活習慣病の予防と健康の保持増進に向けた取組	37
1 健康診査及び保健指導の推進	37
(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進	37

(2) 生活保護受給者の生活習慣病予防対策	41
(3) データヘルス計画の推進	41
(4) がん検診、肝炎ウイルス検診の取組	44
2 生活習慣病の重症化予防の推進	45
3 高齢期における社会生活を営むために必要な機能の維持	48
4 健康の保持増進に向けた一体的な支援	49
(1) 個人の健康づくりの実践を支援する取組	49
(2) 歯・口の健康づくりの取組	52
(3) 児童期からの健康教育の推進	53
(4) ライフステージに応じたスポーツの振興	54
5 たばこの健康影響対策の取組	55
6 予防接種の推進	56
第2節 医療資源の効率的な活用に向けた取組	57
1 切れ目ない保健医療体制の推進	57
(ア) 地域医療構想による病床機能の分化・連携	57
(イ) がん医療の取組	57
(ウ) 脳卒中医療の取組	58
(エ) 心血管疾患医療の取組	58
(オ) 糖尿病医療の取組	58
(カ) 精神疾患医療の取組	60
(キ) 救急医療の取組	60
(ク) 周産期医療の取組	60
(ケ) 小児医療の取組	60
(コ) 在宅療養の取組	61
2 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組	61
(ア) 介護基盤の整備の促進と介護人材の確保等	62
(イ) 認知症対策の総合的な推進	62
(ウ) 高齢者の住まいの確保	62
(エ) 介護予防の推進と支え合う地域づくり	63
3 緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供	63
(ア) “ひまわり” や “t-薬局いんふお” による適切な医療機関・薬局の選択	63
(イ) “医療情報ナビ” 等による医療の仕組みなどに対する理解促進	64
(ウ) 東京消防庁救急相談センターによる電話相談（#7119）の普及啓発	64
(エ) 「東京版救急受診ガイド」の利用促進	65
4 後発医薬品の使用促進	66
5 医薬品の適正使用の促進	70

6	レセプト点検等の充実強化.....	73
第2章	医療費の見込み.....	74
1	都民医療費の推計.....	74
2	都民医療費の推計方法の概要.....	75
第3章	医療費適正化の推進に向けた関係者の役割と連携.....	77
1	関係者の役割.....	77
(1)	東京都の役割.....	77
(2)	保険者等の役割.....	77
(3)	医療の担い手等の役割.....	77
(4)	区市町村の役割.....	78
(5)	都民の役割.....	78
2	保険者協議会を通じた保険者等との連携.....	78
第4章	計画の推進.....	79
第1節	計画の推進.....	79
1	進捗状況の公表.....	79
2	進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）.....	79
3	実績の評価.....	79
第2節	計画の周知.....	79

第 1 部 計画の趣旨

1 計画策定の背景

- 日本では、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。
しかしながら、急速な少子高齢化が進展する中、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る必要があります。
- このための仕組みとして、平成 18 年の医療制度改革により、国及び都道府県は、医療費適正化計画を策定し、医療費適正化を総合的に推進することとされました。

- その後も、日本では他国に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、平成 37 年度には、いわゆる「団塊の世代」¹が全て 75 歳以上となる超高齢社会を迎えます。
- こうした中で、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、効率的で質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を通じ、今後、少子高齢化が更に進展し、医療・介護サービスの需要が増大しても、質の高いサービスが提供されるとともに、持続可能な社会保障制度を将来の世代に伝えられるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）が成立し、都道府県は、地域医療構想²を策定することとされました。

- 平成 27 年には、医療費適正化の取組を国、都道府県並びに保険者³及び後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）がそれぞれの立場から進める体制を強化するため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）により、医療費適正化計画に関する見直しが行われ、病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた医療費の見込みを医療費適正化計画に盛り込むこととされました。
- また、平成 30 年度からは、都道府県が区市町村とともに国民健康保険の保険者となり、医療提供体制と医療保険制度の両面で中心的な役割を担うことが期待されています。

¹ 団塊の世代：昭和 22 年から昭和 24 年のいわゆるベビーブーム時代の 3 年間に生まれた世代のこと。

² 地域医療構想：将来（2025 年に向け、病床の機能分化、連携を進めるために医療機能ごとに 2025 年の医療需要と病床数の必要量を推計し、定めるもの

³ 保険者：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 7 条第 2 項に規定する保険者をいう。

- 東京都では、平成 20 年 3 月、平成 25 年 4 月にそれぞれ 5 年間を計画期間とする計画を策定し取組を進めてきており、こうした状況も踏まえ、第三期医療費適正化計画として平成 30 年度からの新たな計画を策定します。

2 計画の目的、性格

- 本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」といいます。）第 9 条に基づく都道府県医療費適正化計画として策定するもので、都民の健康の保持や良質で効率的な医療提供体制の確立及び介護サービス基盤の充実等に向けた取組を推進することにより、都民医療費の適正水準の確保に資することを目的としています。
- 医療費適正化の取組は、国、都道府県、保険者等がそれぞれの役割の下、推進していく必要があるため、東京都は国が示す医療費適正化基本方針⁴における目標及び取組を踏まえ、保険者等及び医療関係機関等関係者と連携をしながら取組を進めてまいります。
- そのため、東京都は、本計画の策定に当たり、都民医療費の現状等を分析するとともに、学識経験者、医療関係団体、保険者団体、区市町村等の委員で構成する「東京都医療費適正化計画検討委員会」を設置し、策定に関する検討を行ってきました。
- また、本計画は、関連計画である「東京都健康推進プラン 21」、「東京都保健医療計画」、「東京都高齢者保健福祉計画」及び「東京都国民健康保険運営方針」における取組と調和・整合を図っています。

3 計画の期間

- 計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 6 年間とします。

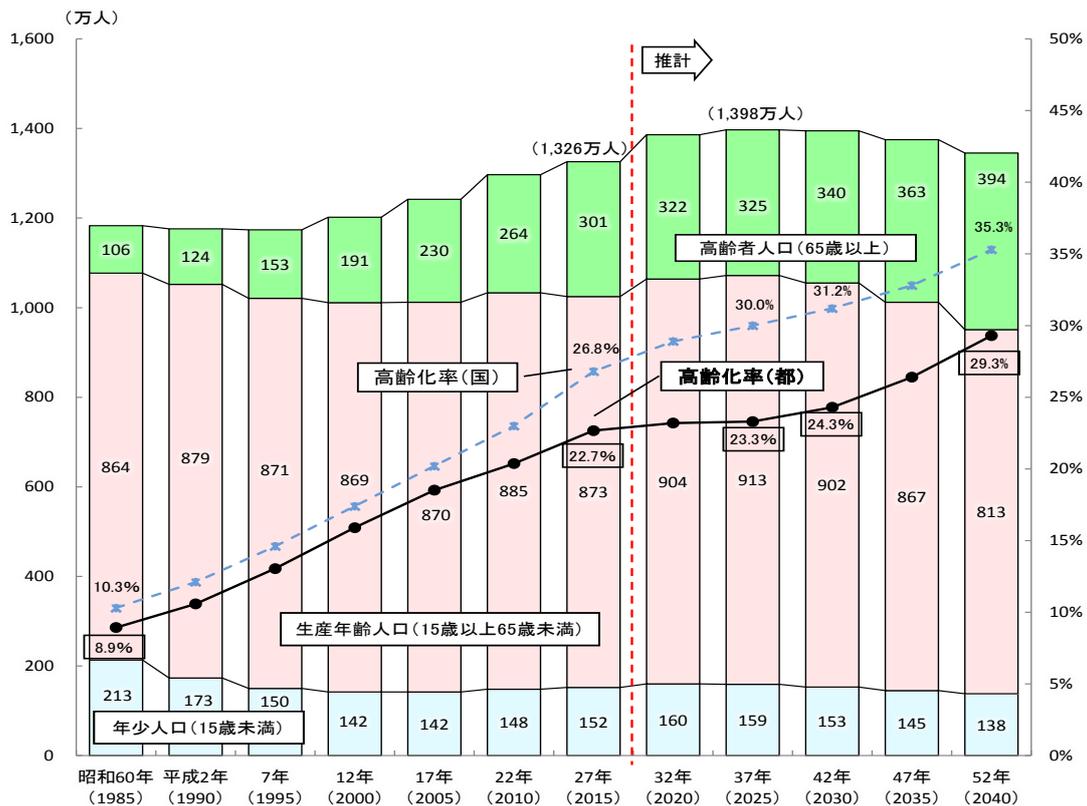
⁴ 医療費適正化基本方針：「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」平成 28 年 3 月 31 厚生労働省告示第 128 号

第2部 都民医療費の現状

第1章 都民医療費の現状

第1節 東京都の高齢化の状況

- 東京都の人口の将来推計を見ると、総人口は、平成37年（2025年）頃まで増加を続け、その後減少に転じる見込みです。
- 年少人口及び生産年齢人口が減少する中、65歳以上の高齢者人口はその後も増加を続け、平成42年（2030年）には高齢者人口が340万人に達し、都民の約4人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みです。（図表1）
- 75歳以上の後期高齢者の割合は年々上昇し、平成32年度（2020年度）には後期高齢者が前期高齢者人口を上回る見込みです。（図表2）



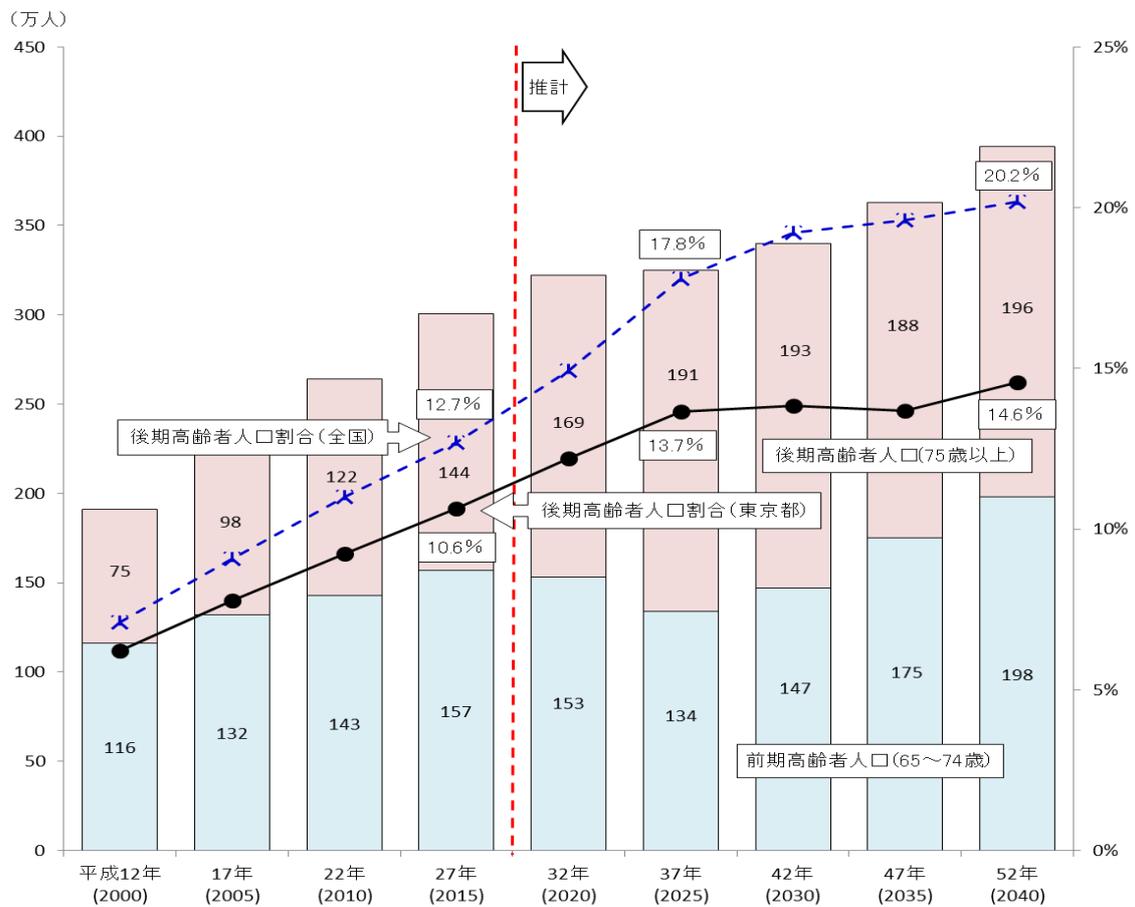
(注) () 内は総人口（年齢不詳は除く）。1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

出典：総務省「国勢調査」[昭和60年～平成27年]、

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年4月）[平成32年～平成52年の高齢化率（国）]、

東京都政策企画局による推計[平成32年～平成52年]

(図表 2)：東京都の高齢者人口の推移



(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

出典：総務省「国勢調査」[平成12年から平成27年まで]

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月)

[平成32年から平成52年までの後期高齢者人口割合(全国)]

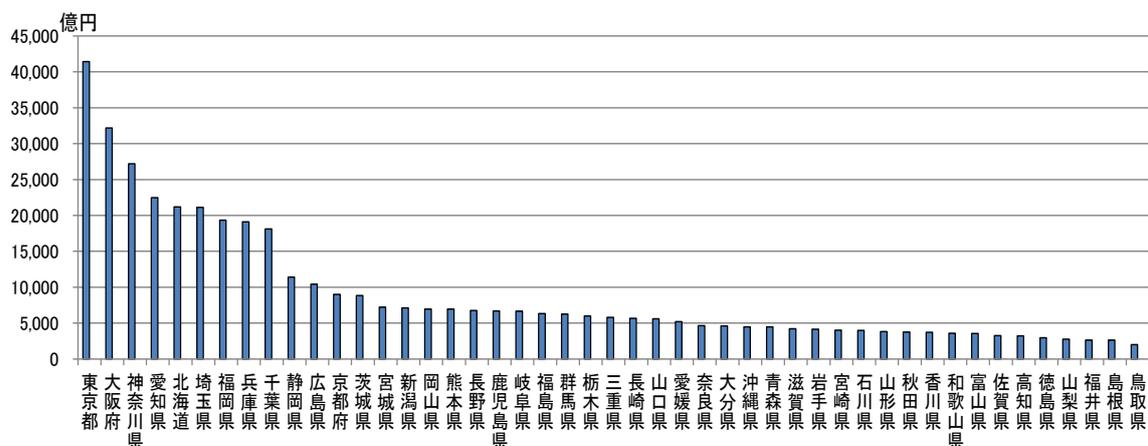
東京都政策企画局による推計[平成32年~平成52年]

第2節 都民医療費の動向

1 医療費総額

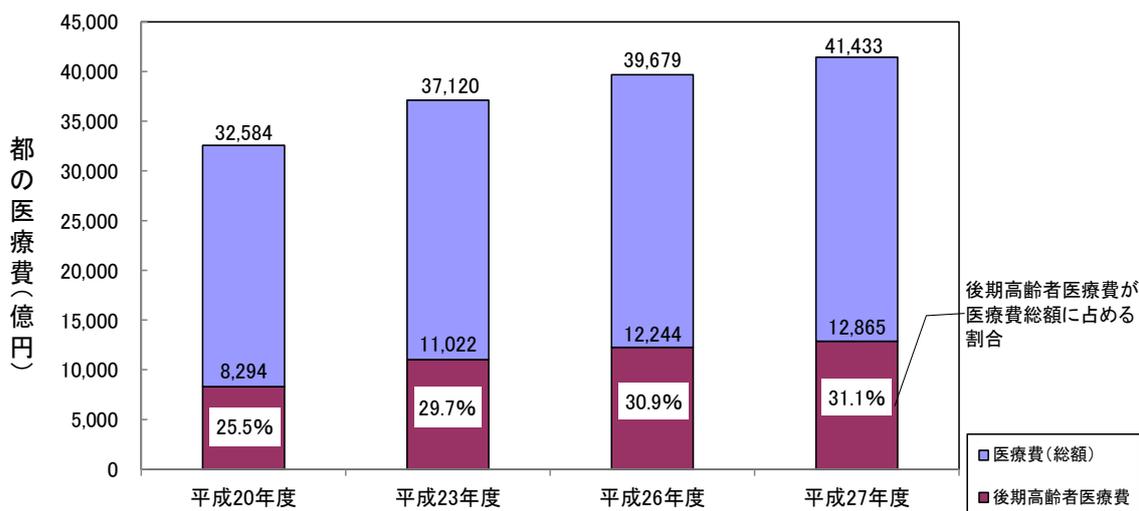
- 平成27年度の都民医療費の総額は、4兆1,433億円で、国民医療費総額42兆3,644億円の約1割を占めており、医療費の規模は全国で1位です。(図表3)
- このうち、原則として75歳以上を対象とした東京都の後期高齢者医療費の総額は、1兆2,865億円であり、都民医療費のおよそ3割を占めています。(図表4)

(図表3)：平成27年度都道府県別医療費総額



出典：厚生労働省「国民医療費」（平成27年度）

(図表4)：東京都の医療費と後期高齢者医療の推移



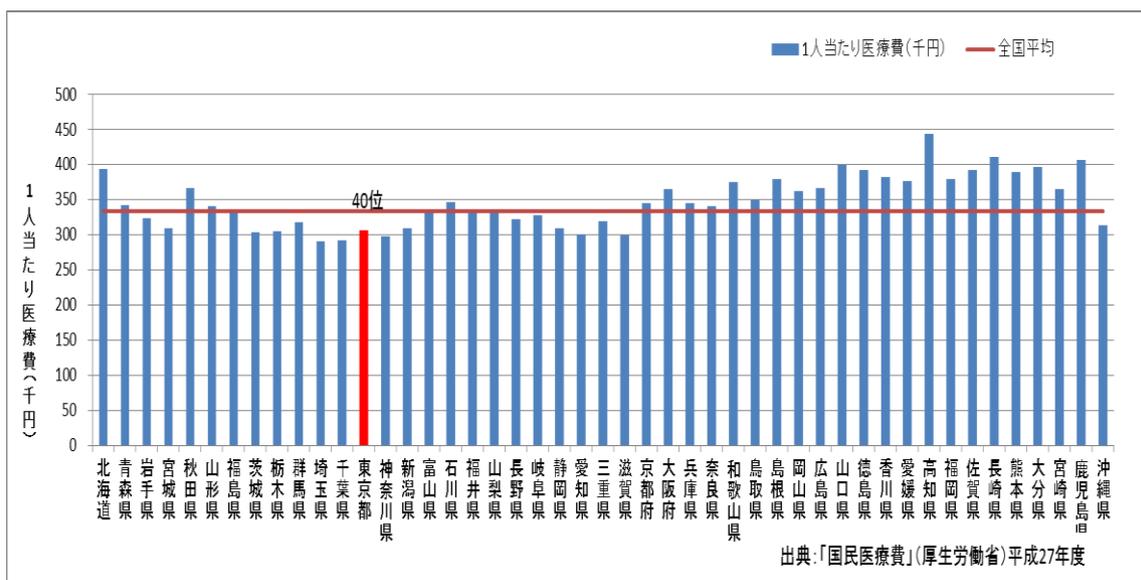
※平成20年度の後期高齢者医療費は平成20年4月から平成21年2月までの11ヶ月分に係るものである。

出典：『国民医療費』（厚生労働省）
 （平成26年度以前について、都道府県別医療費は3年ごとに公表）
 『後期高齢者医療事業状況報告』（厚生労働省）

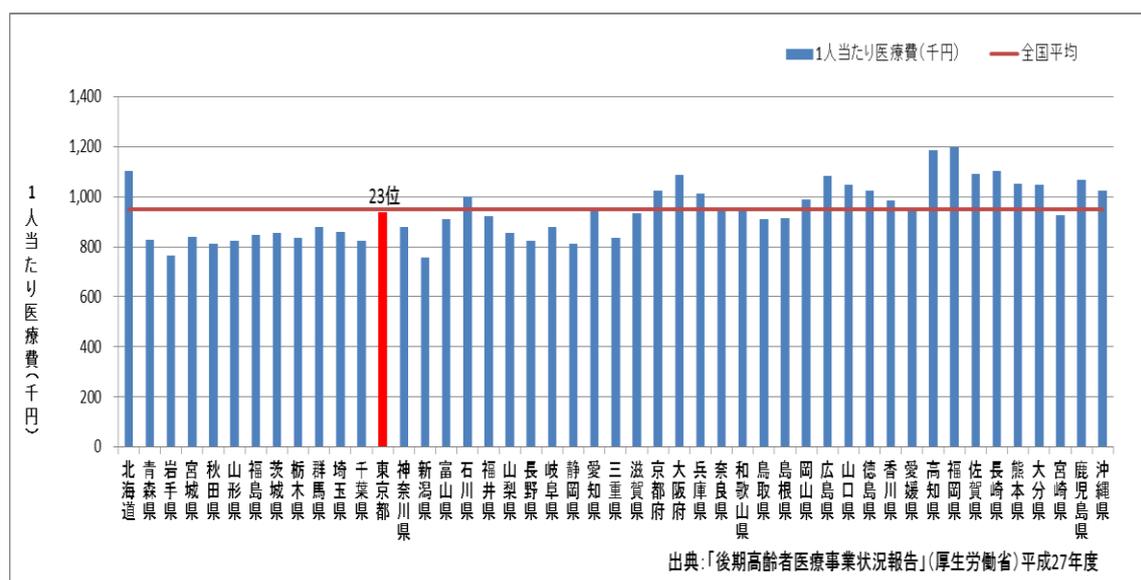
2 一人当たり医療費

- 平成27年度における東京都の人口一人当たり医療費は30万7千円で、全国平均の33万3千円よりも低く、全国で40位となっています。(図表5)
- このうち、後期高齢者の一人当たり医療費は93万8千円で、全国平均の94万9千円よりやや低く、全国で23位となっています。(図表6)

(図表5)：平成27年度都道府県別人口一人当たり医療費総額



(図表6)：平成27年度都道府県別後期高齢者一人当たり医療費総額



第3節 疾病別医療費の状況

- 東京都が把握可能な区市町村国民健康保険及び後期高齢者医療の平成28年11月分のレセプトデータ⁵を用いて、都民の疾病の状況について分析を行いました。なお、被用者保険では加入者の住所地別医療費データを把握していないため、分析対象には含めていません。
- なお、保険者種別によって被保険者の年齢構成は異なりますが、年齢階層別の疾患の出現状況はおおむね同様と考えられます。

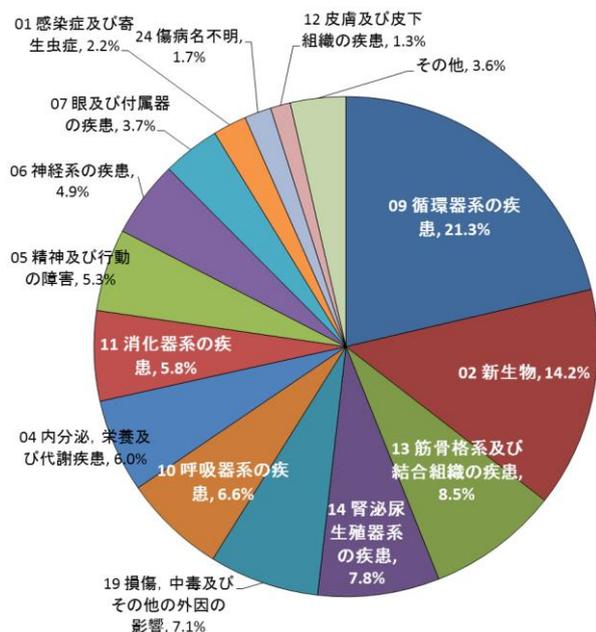
1 疾病別医療費構成の状況

(1) 疾病大分類別医療費の構成

- 平成28年11月の東京都内の区市町村国民健康保険及び後期高齢者医療の疾病大分類別医療費は、「循環器系の疾患」の割合が最も高く、次いで「新生物」となっています。(図表7)
- 平成27年度の国民医療費と比べ「循環器系の疾患」「新生物」「筋骨格系及び結合組織の疾患」の割合がやや高くなっているが、傾向は概ね変わりません。(図表8)

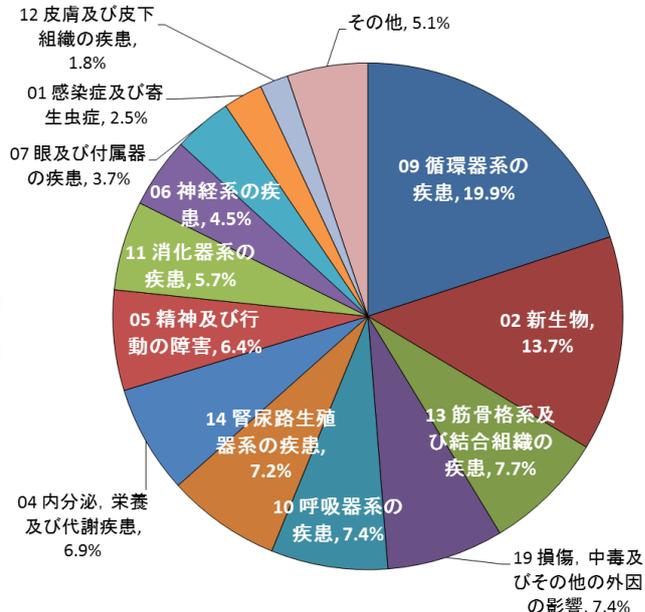
(図表7)：疾病大分類別医療費の構成

(平成28年11月診療分 国保+後期 医科計)



(図表8) <参考>国民医療費

医療費の構成 (平成27年度)



出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

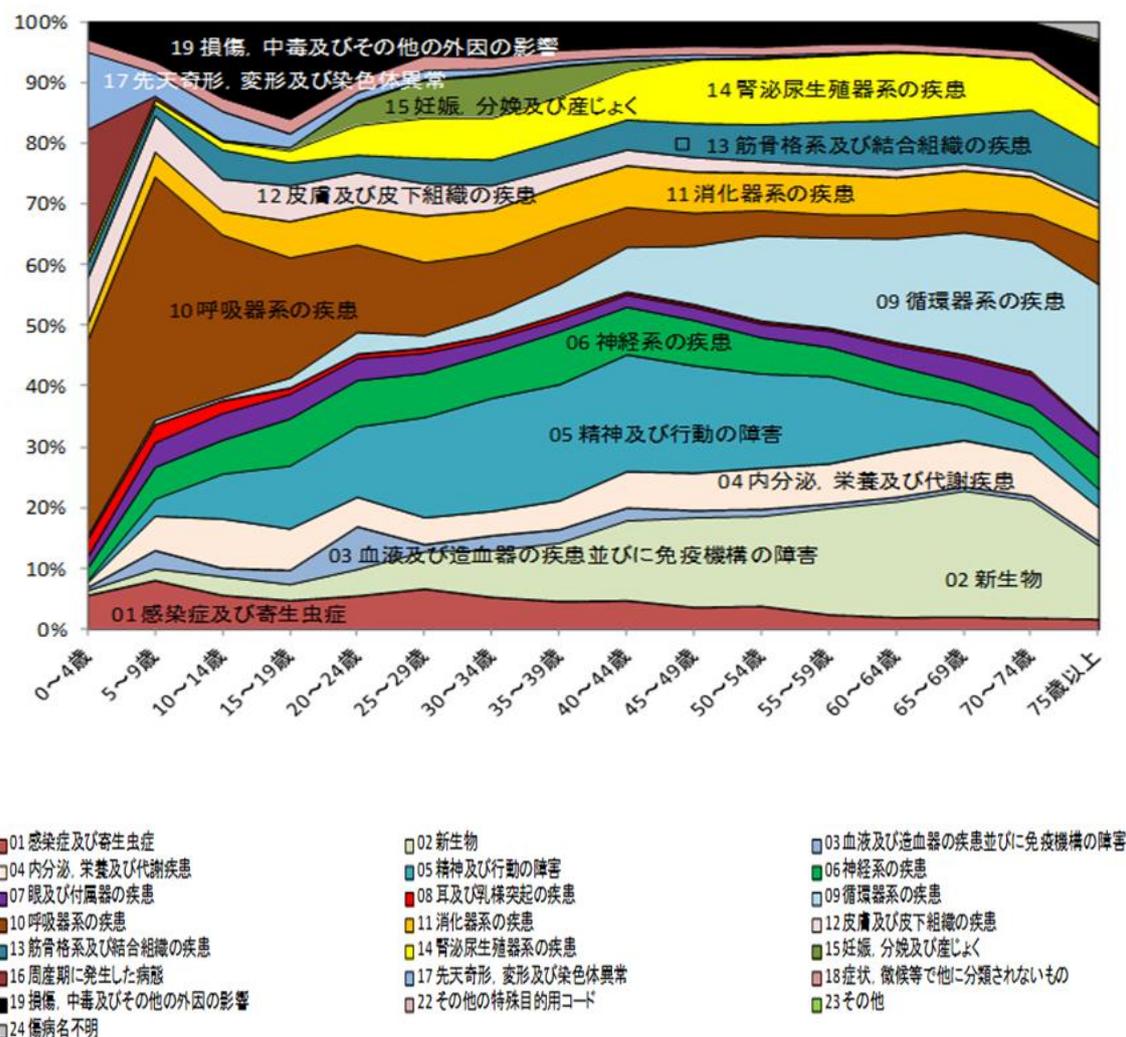
出典：厚生労働省「国民医療費」(平成27年度)

⁵ 医科の入院、入院外レセプトを集計したものであり、調剤、歯科レセプトは含まない。

(2) 年齢階級別に見た疾病大分類別医療費の構成 (医科計)

- 年齢階級別に疾病大分類別医療費の状況を見ると、若年層においては「呼吸器系の疾患」の割合が高く、高齢になるにつれて「循環器系の疾患」や「新生物」の割合が多くなっています。(図表9)

(図表9)：医療費の構成 (平成28年11月診療分 国保+後期 医科計)

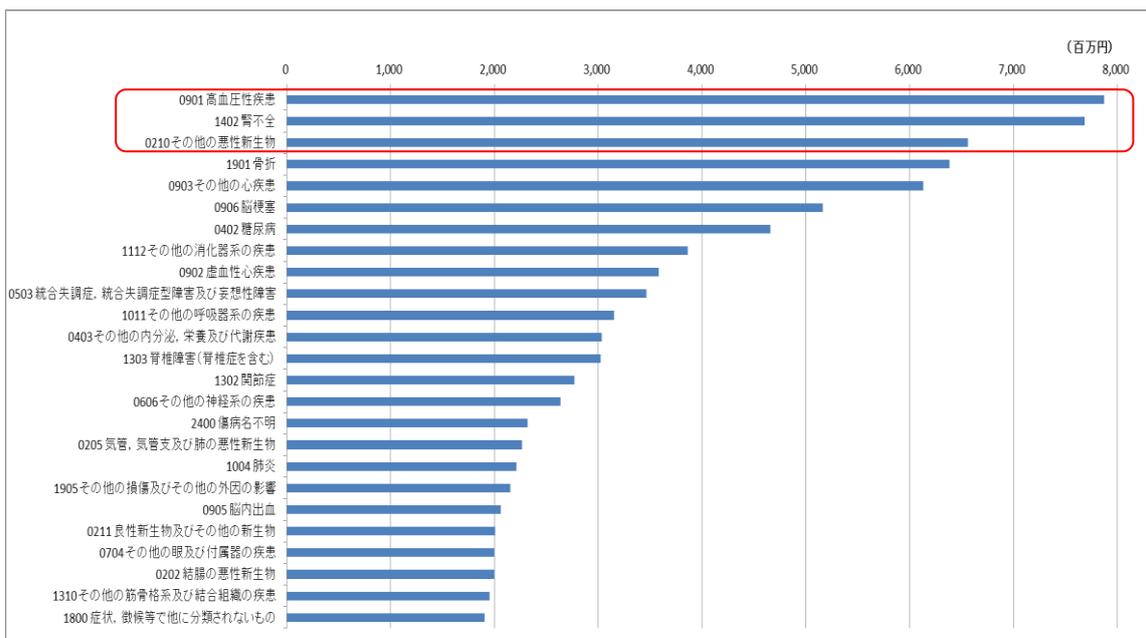


出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

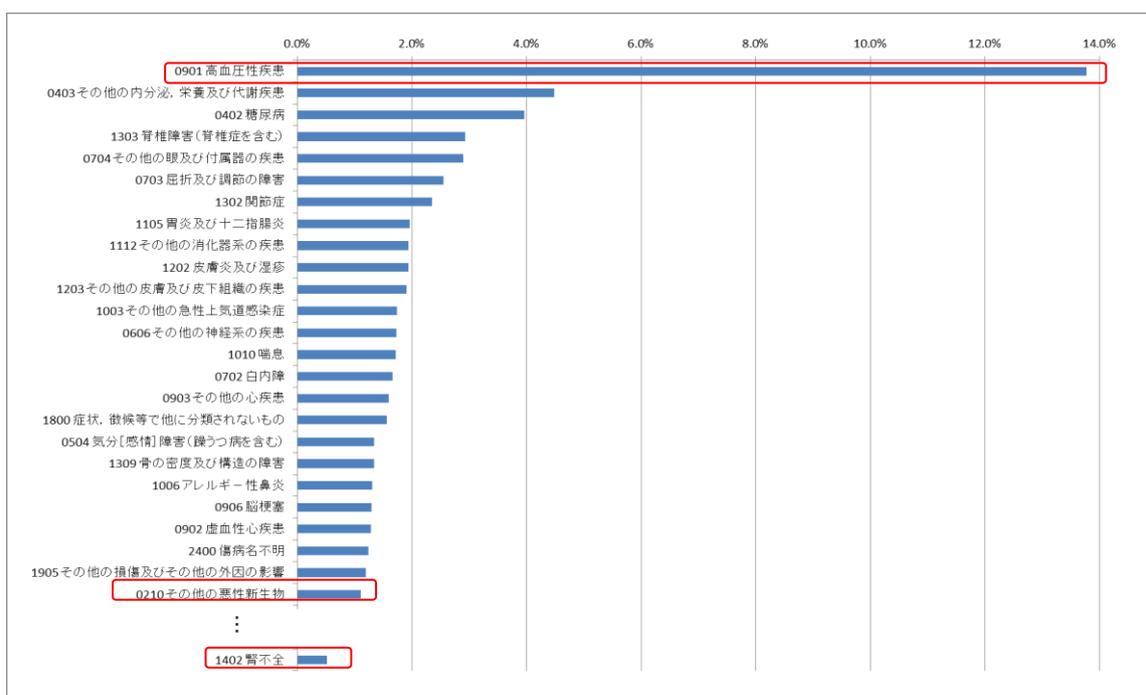
(3) 疾病中分類別医療費の状況

- 疾病中分類別の医療費は、「高血圧性疾患」が最も多く、次いで「腎不全」、「その他の悪性新生物」の順となっています。(図表 10-1)
- 受療率⁶については、「高血圧性疾患」が他の疾患に比べて著しく高くなっています。一方「腎不全」「その他の悪性新生物」の受療率は高くはありません。(図表 10-2)

(図表 10-1) : 医療費ランキング (平成 28 年 11 月診療分 国保+後期 医科計)



(図表 10-2) : 受療率ランキング (平成 28 年 11 月診療分 国保+後期 医科計)



出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

⁶ 受療率：レセプト件数／被保険者数

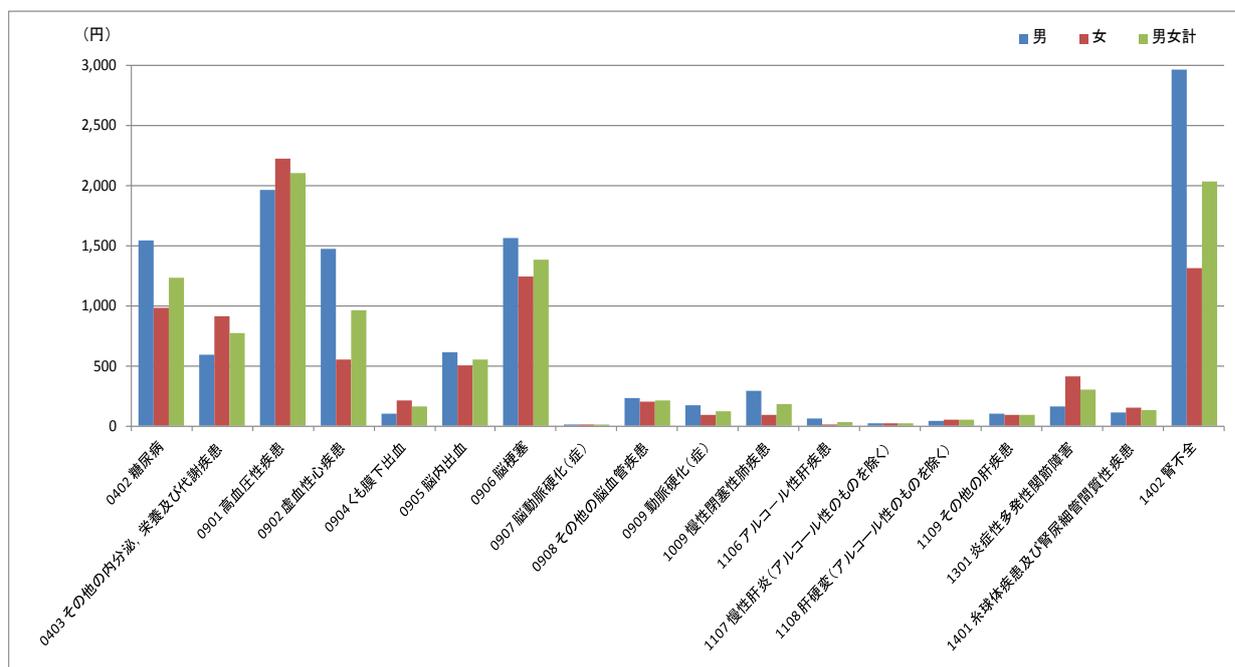
2 生活習慣病の医療費

(1) 生活習慣病の一人当たり医療費（40歳以上）

- 40歳以上の被保険者について、疾病中分類別に生活習慣病を見ると、被保険者一人当たり医療費（男女計）は「高血圧性疾患」が最も高く、次いで「腎不全」、「脳梗塞」、「糖尿病」、「虚血性心疾患」の順に高くなっています。
- このため、これらの医療費について分析を行いました。

(図表 11) :

平成 28 年 11 月診療分生活習慣病の疾病別被保険者一人当たり医療費（40歳以上）

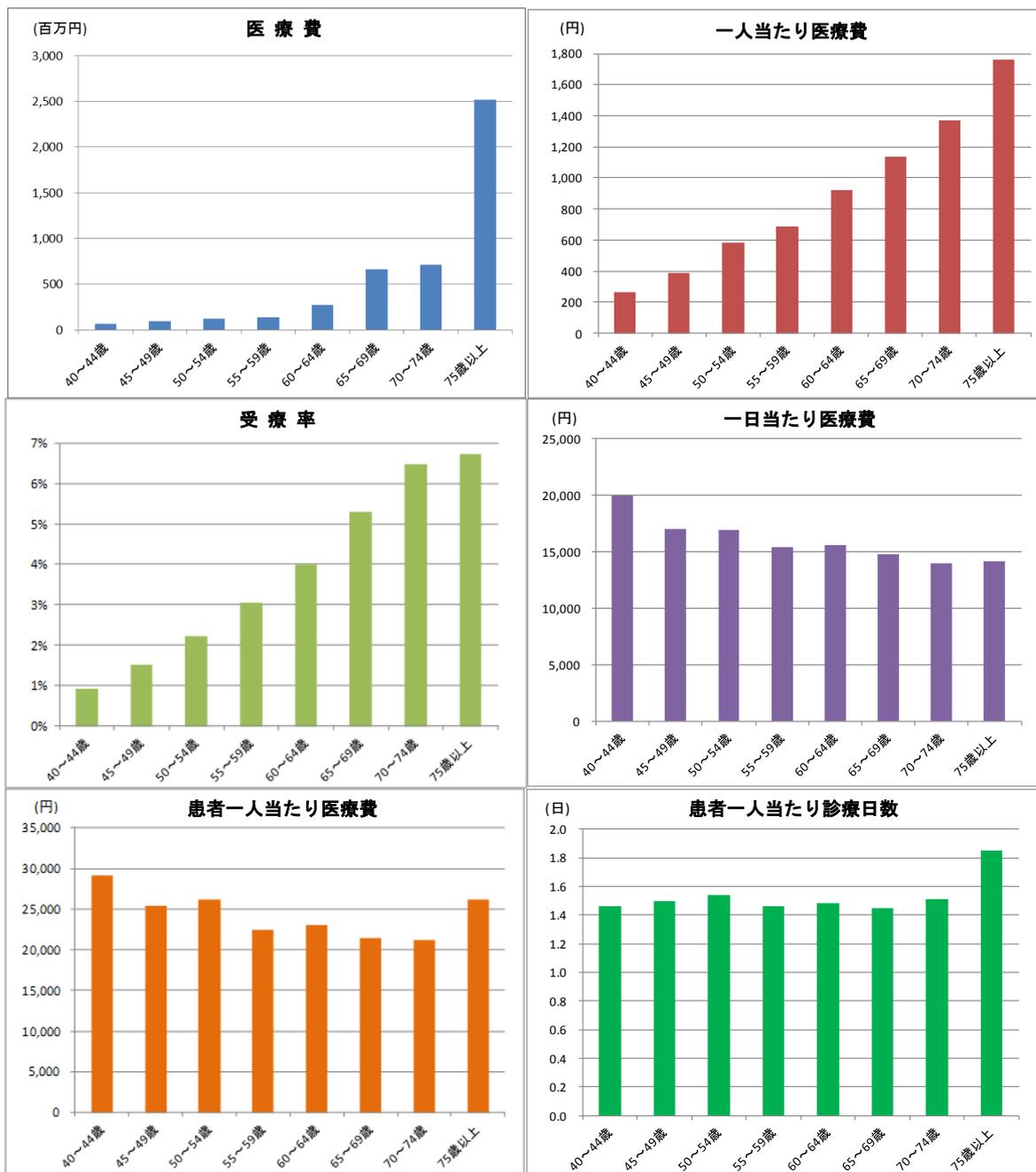


出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

(2) 糖尿病の年齢階級別 医療費等

- 糖尿病の医療費、被保険者一人当たり医療費、受療率は、高齢になるにつれ増加しますが、一日当たり医療費は、40歳以上の中では若年層の方がやや高い傾向が見られます。(図表12)

(図表12)：糖尿病の医療費（平成28年11月診療分）

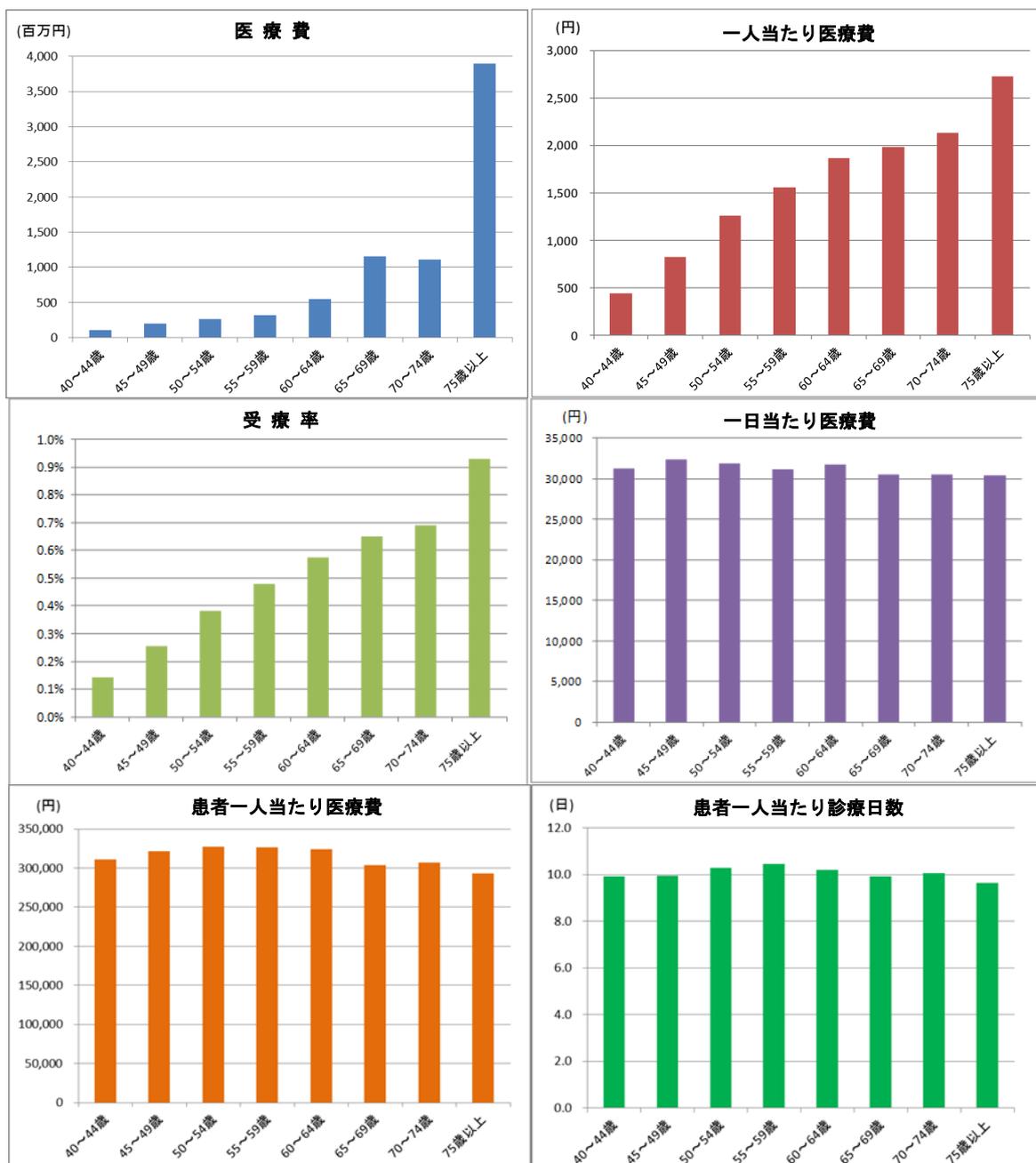


出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

(3) 腎不全の年齢階級別 医療費等

- 腎不全の医療費、被保険者一人当たり医療費、受療率は、高齢になるにつれ増加しますが、一日当たり医療費は約 3 万円、患者一人当たり医療費約 30 万円、患者一人当たり診療日数は約 10 日となっており、年齢による差異は少なくなっています。(図表 13)

(図表 13) : 腎不全の医療費 (平成 28 年 11 月診療分)

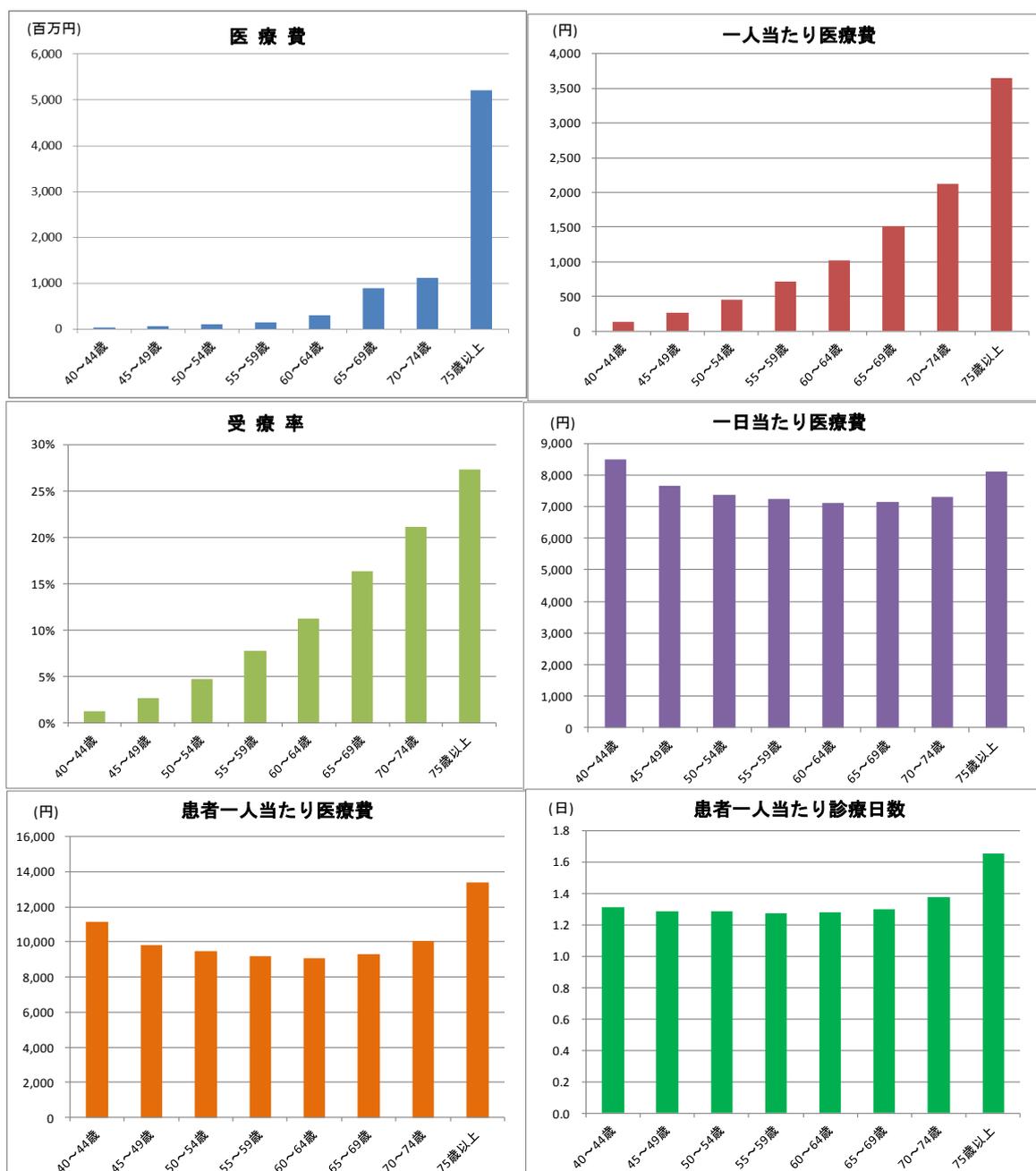


出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

(4) 高血圧性疾患の年齢階級別 医療費等

- 高血圧性疾患の医療費、被保険者一人当たり医療費、受療率は、高齢になるにつれ増加しますが、一日当たり医療費は、40歳以上の中では若年層でやや高い傾向が見られます。
- 75歳以上の患者一人当たり医療費が高くなっています。(図表 14)

(図表 14) : 高血圧性疾患の医療費 (平成 28 年 11 月診療分)

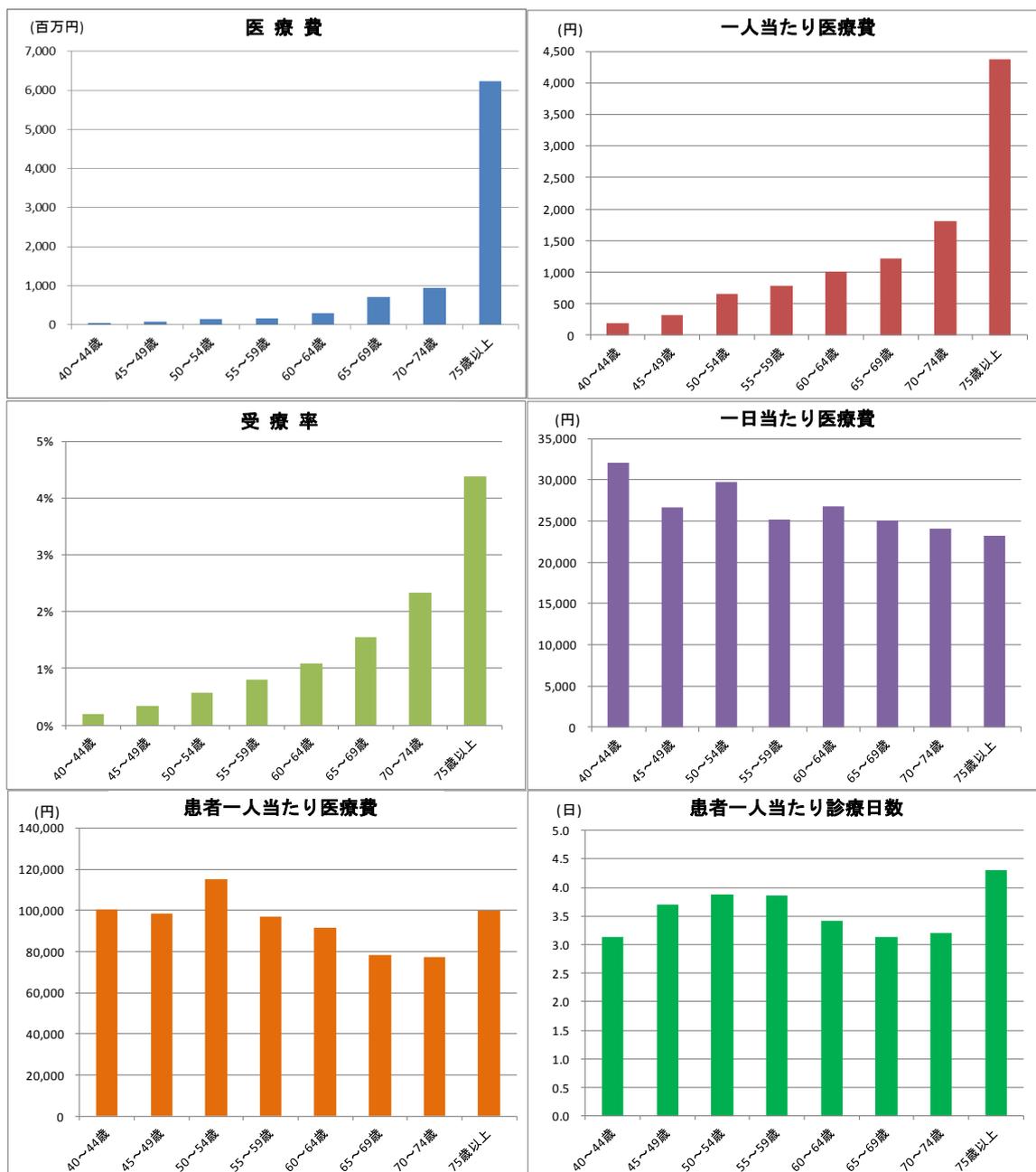


出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

(5) 脳血管疾患⁷の年齢階級別 医療費等

- 脳血管性疾患の医療費、被保険者一人当たり医療費、受療率は、75歳以上になると非常に高くなっています。
- 一日当たり医療費、患者一人当たり医療費は、40歳以上の中では若年層の方がやや高い傾向が見られます。(図表15)

(図表15)：脳血管疾患の医療費（平成28年11月診療分）



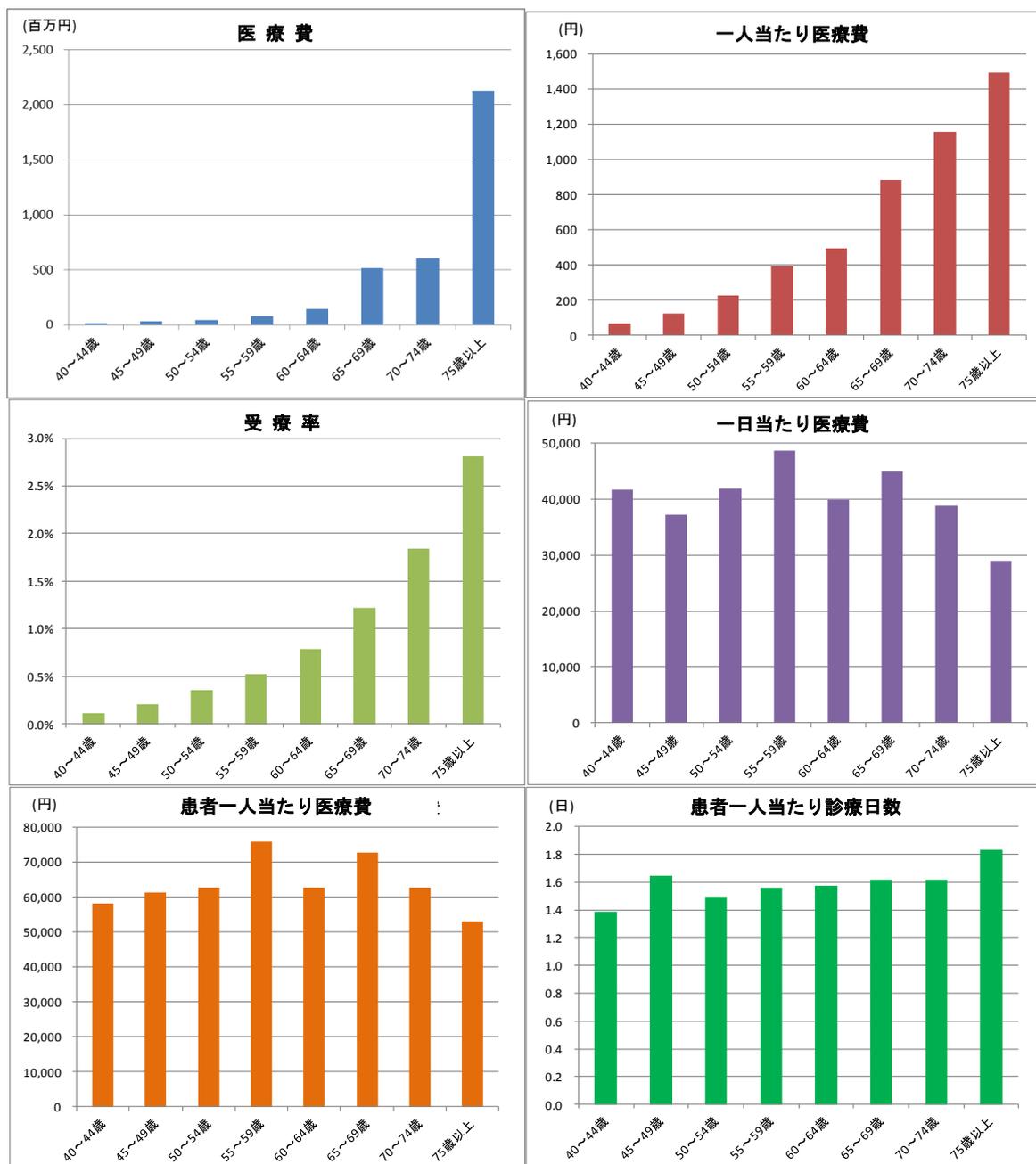
出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

⁷ 脳血管疾患：「社会保険表章用疾病分類表」による次の疾患を合わせたものを指している。
0904 くも膜下出血、0905 脳内出血、0906 脳梗塞、0907 脳動脈硬化（症）0908 その他の脳血管疾患

(6) 虚血性心疾患の年齢階級別 医療費等

○ 虚血性心疾患の医療費、被保険者一人当たり医療費、受療率は、高齢になるにつれ増加しますが、1日当たり医療費は、40歳以上の中では若年層の方がやや高い傾向が見られます。(図表16)

(図表16)：虚血性心疾患の医療費（平成28年11月診療分）

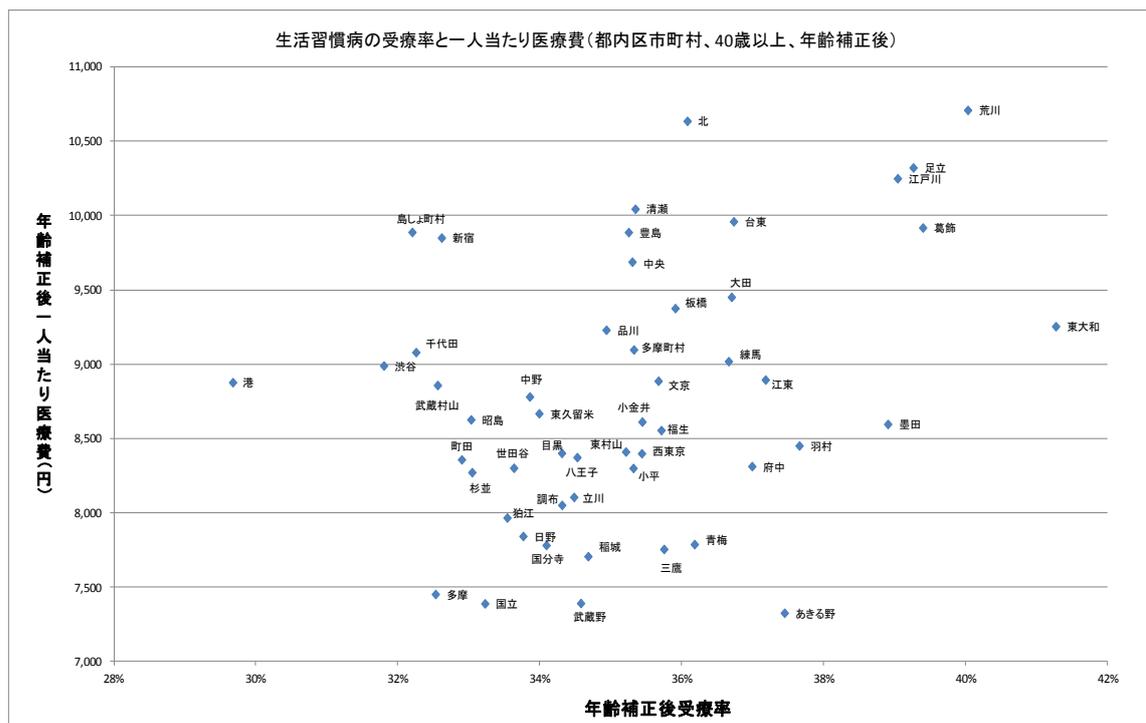


出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

(7) 生活習慣病⁸の区市町村別 一人当たり医療費と受療率 (40歳以上)

- 区市町村別に被保険者一人当たり医療費と受療率を見ると、一人当たり医療費が同じであっても、受療率に差異が見られ、また、受療率が同じであっても、一人当たり医療費に差異が見られます。(図表 17)

(図表 17) : 生活習慣病の受療率と一人当たり医療費 (平成 28 年 11 月診療分) (年齢補正後)



出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

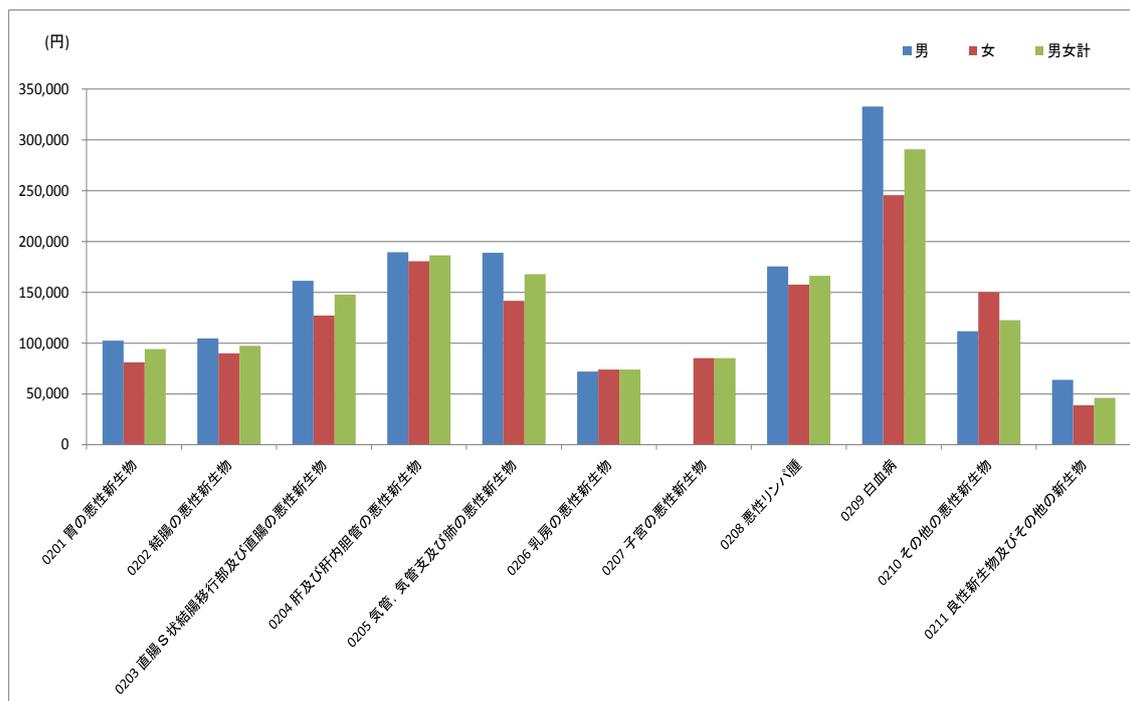
⁸ ここでいう生活習慣病は、「社会保険表章用疾病分類表」によるP10 第2部第1章第3節2(1)における対象疾患を指している。

3 新生物の医療費

(1) 新生物の疾病別 患者一人当たり医療費（全年齢）

- 新生物の患者一人当たり医療費は、「白血病」が最も高く、次いで「肝及び肝内胆管の悪性新生物」、「気管、気管支及び肺の悪性新生物」、「悪性リンパ腫」となっています。

(図表 18)：新生物の疾患別 患者一人当たり医療費（平成 28 年 11 月診療分）

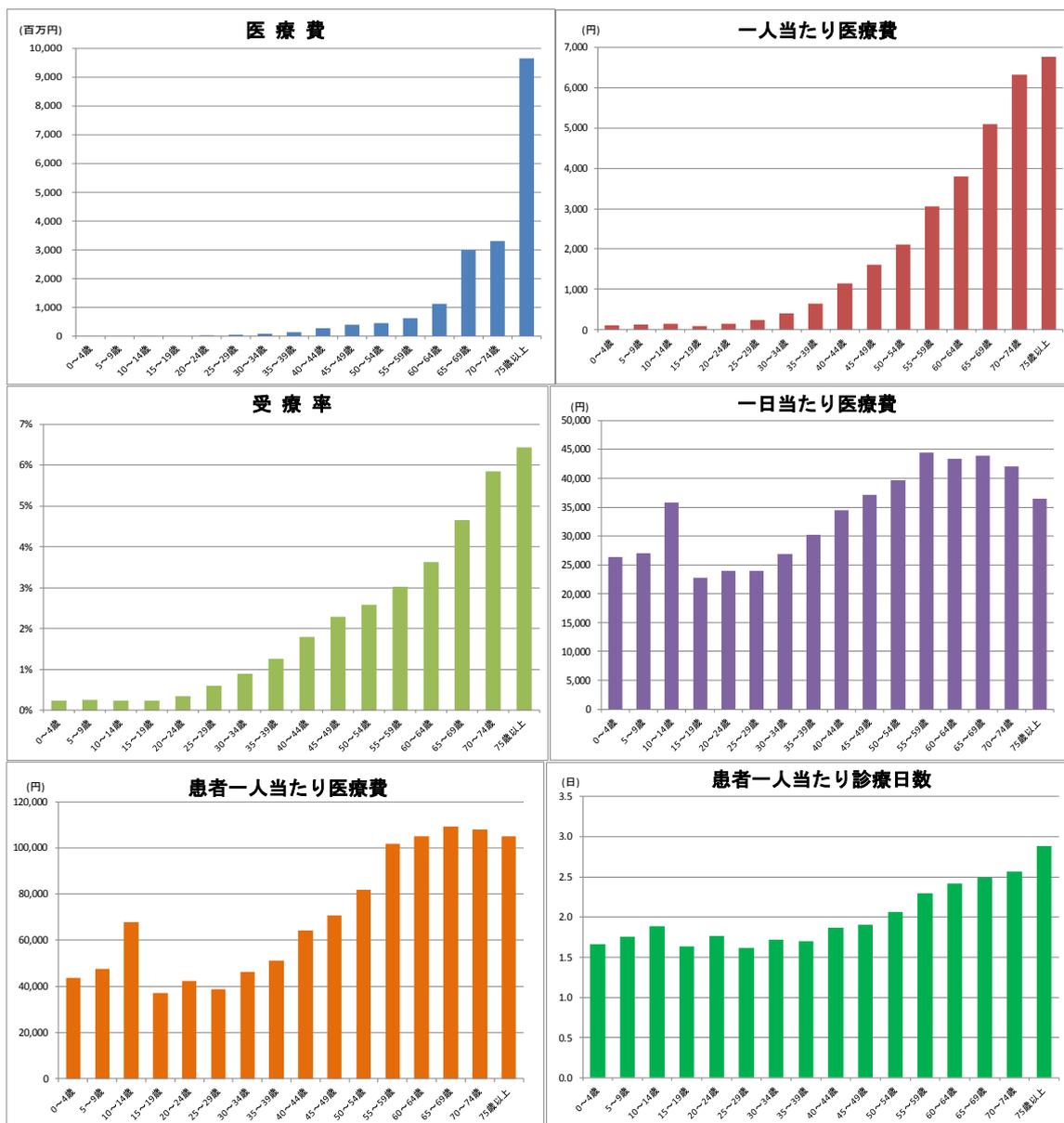


出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

(2) 新生物の年齢階級別 医療費等

- 新生物の医療費、被保険者一人当たり医療費、受療率は、高齢になるにつれ増加します。
- 一日当たり医療費、患者一人当たり医療費は、0歳～14歳でやや高いほかは、高齢になるにつれ高くなる傾向が見られます。(図表 19)

(図表 19) : 新生物の医療費 (平成 28 年 11 月診療分)



出典：区市町村国保、後期高齢者医療の入院・入院外レセプトデータを集計

第4節 後発医薬品の使用状況等

○ 後発医薬品の使用状況等について、国から計画策定のために提供された平成 25 年 10 月時点の入院外医療費に係るデータセット（以下「医療費適正化計画関係データ」といいます。）を活用した分析を行いました。

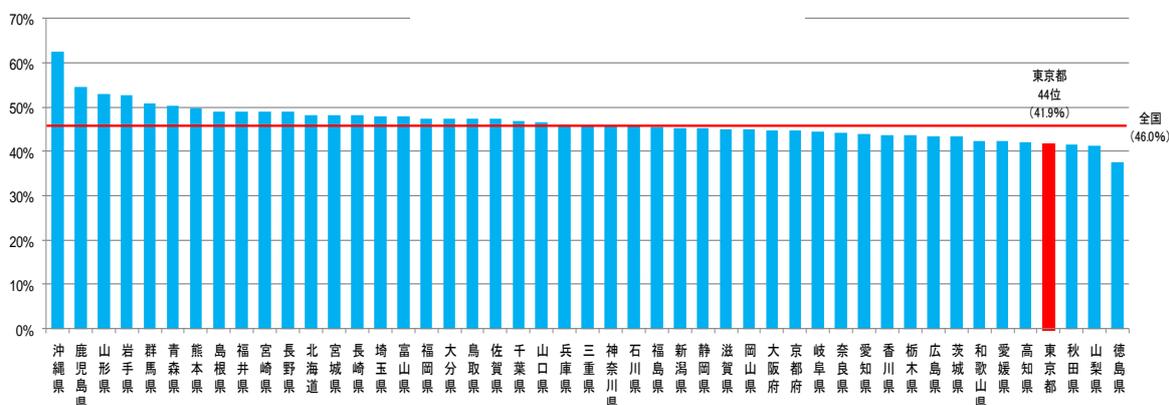
1 後発医薬品の使用状況

(1) 都道府県別後発医薬品数量シェアと切替効果額

○ 東京都の後発医薬品（入院外+調剤）の数量シェア⁹は 41.9%で、全国平均の 46.0%と比べ低く、全国 44 位となっています。（図表 20）

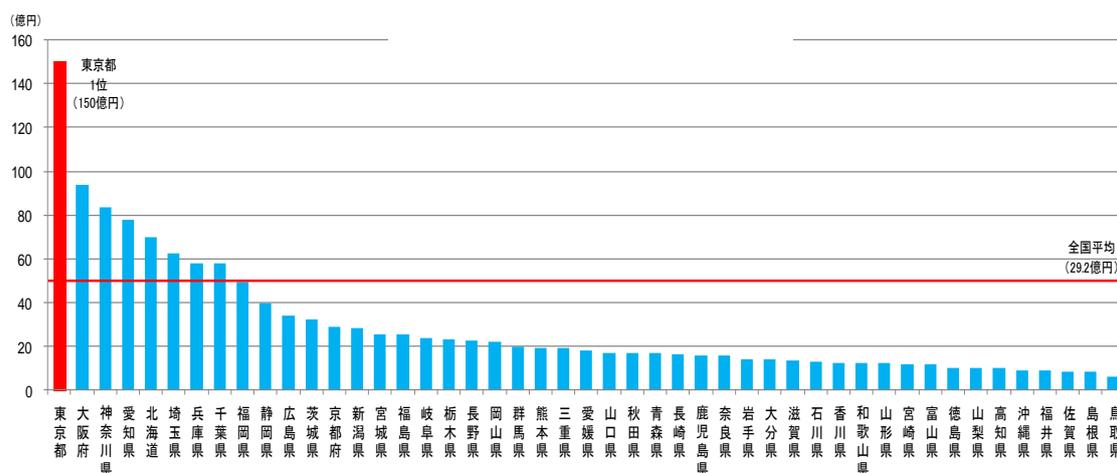
○ また、東京都における切替効果額¹⁰は、150 億円と全国で一番大きくなっています。（図表 21）

（図表 20）：都道府県別 後発医薬品数量シェア（平成 25 年 10 月 入院外+調剤）



出典：「医療費適正化計画関係データ」（厚生労働省提供）

（図表 21）：都道府県別 後発医薬品切替効果額（平成 25 年 10 月 入院外+調剤）



出典：「医療費適正化計画関係データ」（厚生労働省提供）

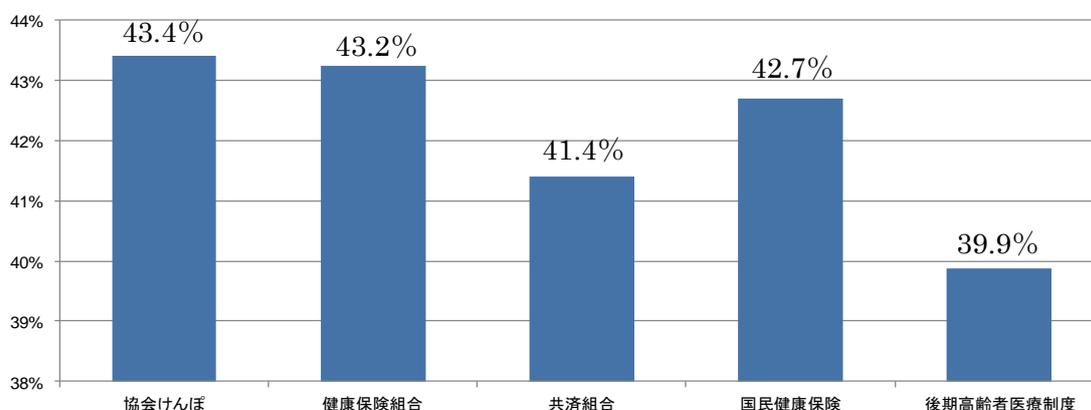
⁹ 後発医薬品数量シェア：【後発医薬品の数量】／（【後発医薬品のある先発医薬品の数量】＋【後発医薬品の数量】）により算出

¹⁰ 切替効果額は、平成 25 年 10 月に後発医薬品のある先発医薬品を全て後発医薬品に置き換えた場合を仮定し、後発医薬品の価格に応じた 1 ヶ月分の効果額の最大値である。

(2) 東京都における保険者種類別の後発医薬品数量シェアと切替効果額

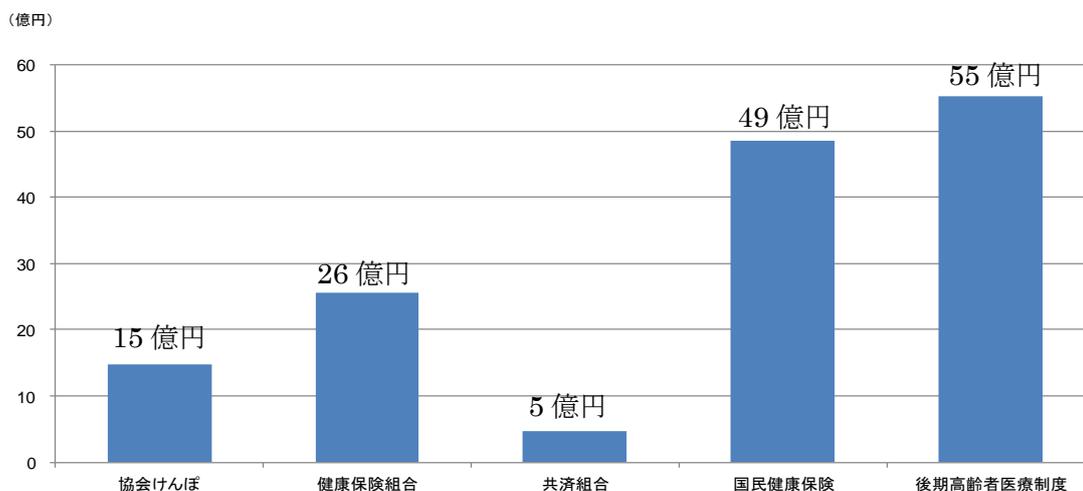
- 東京都の後発医薬品（入院外+調剤）の数量シェア（平成 25 年 10 月）を保険者種類別に見ると、協会けんぽが 43.4%で最も高く、次いで健康保険組合が 43.2%、国民健康保険が 42.7%となっています。（図表 23）
- 後発医薬品の切替効果額（1 ヶ月分）を見ると、後期高齢者医療制度が 55 億円で最も多く、次いで国民健康保険の 49 億円、健康保険組合の 26 億円となっています。（図表 24）

(図表 23) : 東京都の保険者種類別 後発医薬品数量シェア（平成 25 年 10 月 入院外+調剤）



出典：「医療費適正化計画関係データ」（厚生労働省提供）

(図表 24) : 東京都の保険者種類別 後発医薬品切替効果額（平成 25 年 10 月 入院外+調剤）

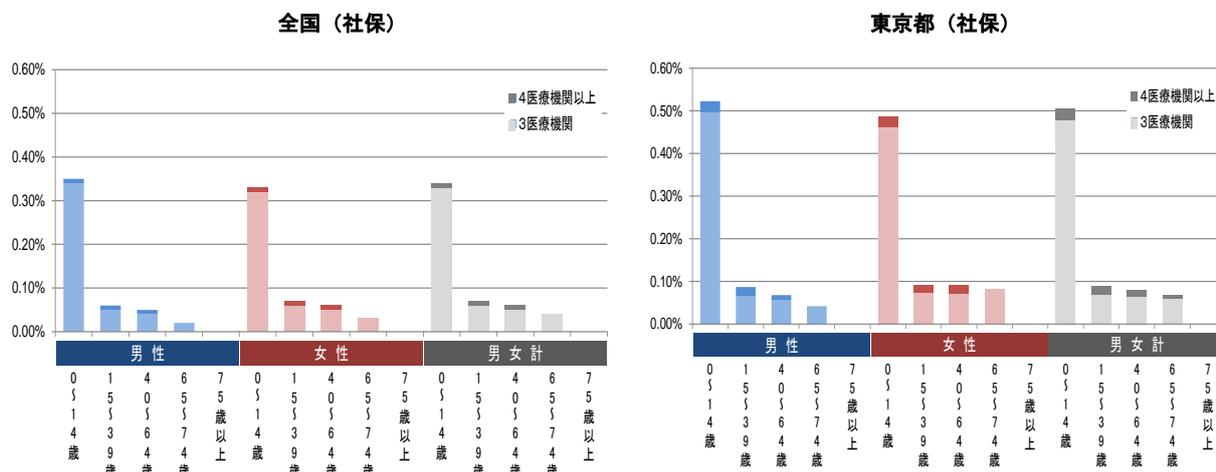


出典：「医療費適正化計画関係データ」（厚生労働省提供）

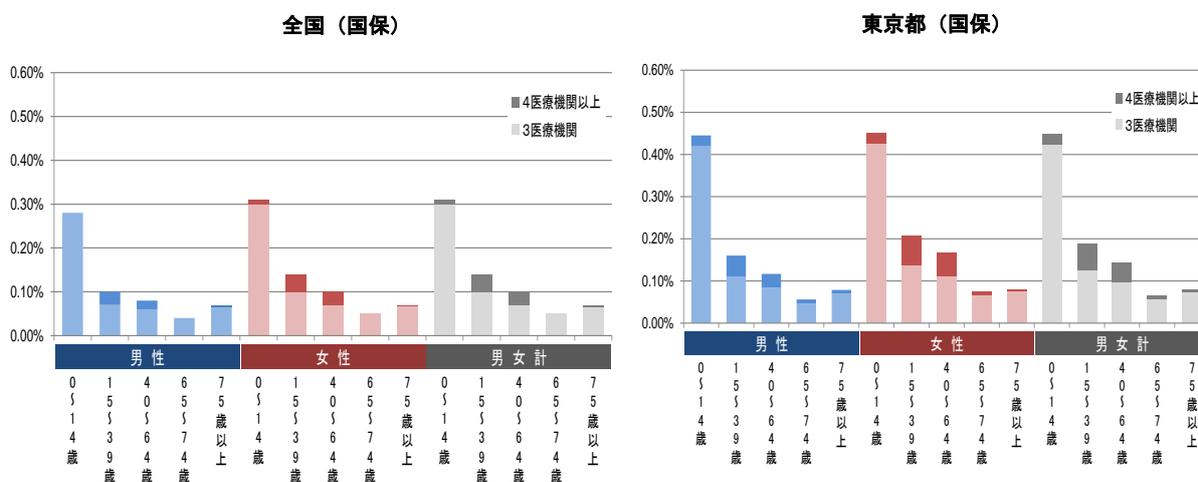
(2) 東京都の性、年齢別重複投薬（3医療機関以上）患者率

○ 平成25年10月に3医療機関以上から薬剤の投与を受けた患者の割合は、0～14歳で割合が高く、いずれの年齢でも、東京都は、全国と比べ高くなっています。

(図表26)：性、年齢別重複投薬（3医療機関以上）患者率（平成25年10月入院外+調剤）



※ 社保：健康保険組合、協会けんぽ、共済組合他



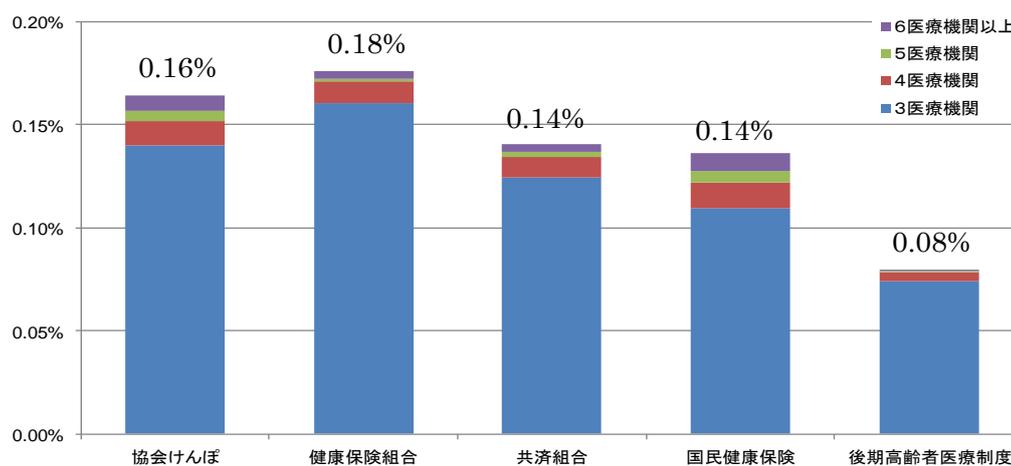
※ 国保：市町村国保、後期高齢者医療、国保組合

出典：「医療費適正化計画関係データ」（厚生労働省提供）

(3) 東京都の保険者種別重複投薬(3医療機関以上)患者率

- 平成25年10月に3医療機関以上から薬剤の投与を受けた患者の割合を保険者種類別に見ると、健康保険組合が0.18%、次いで協会けんぽが0.16%となっています。(図表27)

(図表27) : 保険者種別 重複投薬(3医療機関以上)患者率(平成25年10月入院外+調剤)



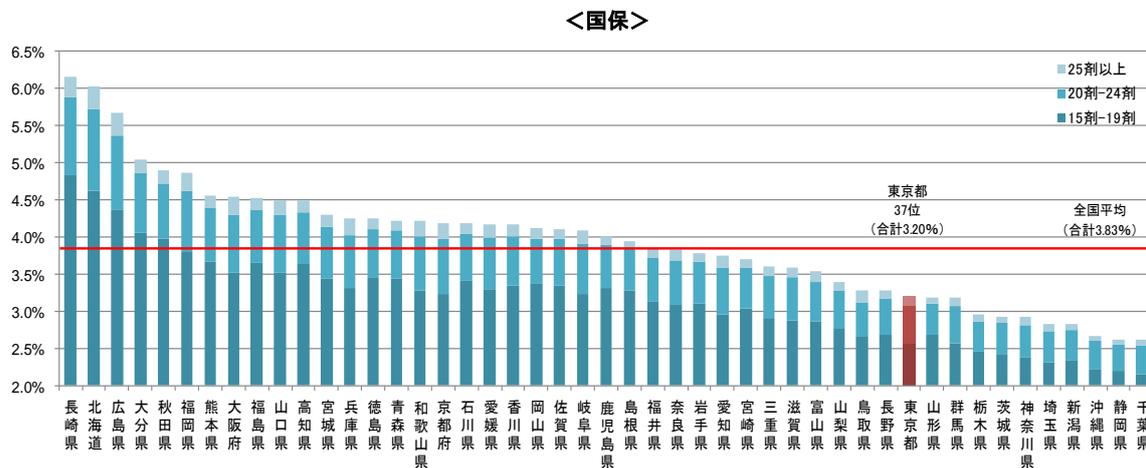
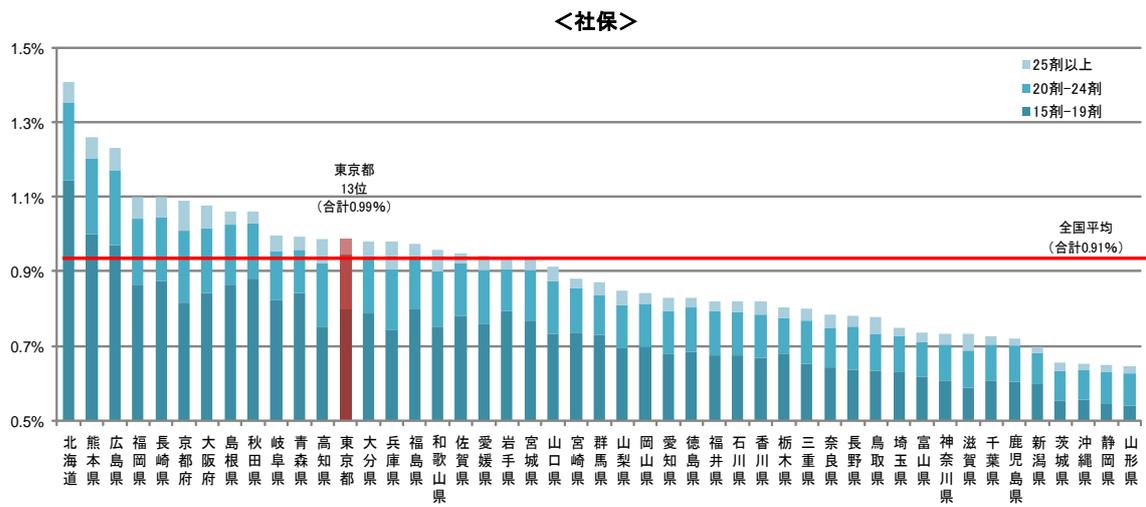
出典:「医療費適正化計画関係データ」(厚生労働省提供)

3 複数種類医薬品投与の状況

(1) 都道府県別複数種類医薬品投与（15 剤以上）患者率

○ 平成25年10月に同一月に15剤以上の薬剤の投与を受けた患者の割合を都道府県別見ると、東京都は、社保では0.99%で全国平均0.91%より高く全国13位、国保では3.20%で全国平均3.83%より低く全国37位となっています。(図表29)

(図表 29) : 都道府県別 複数医薬品投与(15 剤以上)患者率 (平成 25 年 10 月入院外+調剤)

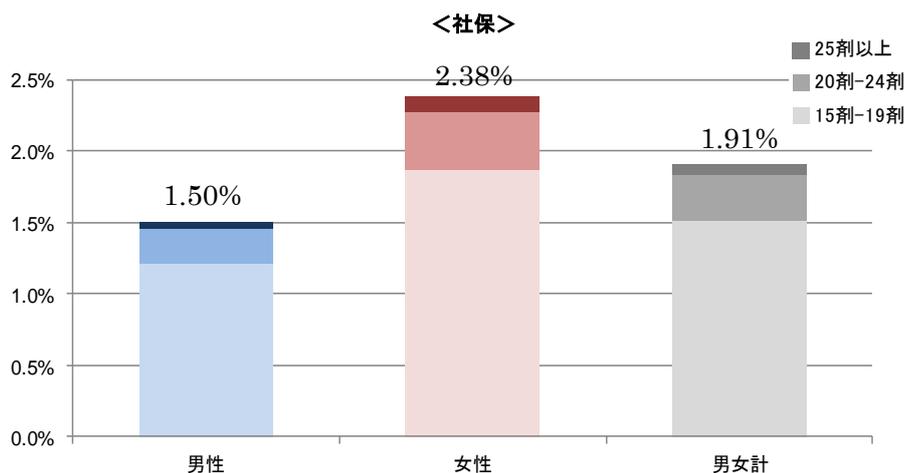


出典：「医療費適正化計画関係データ」(厚生労働省提供)

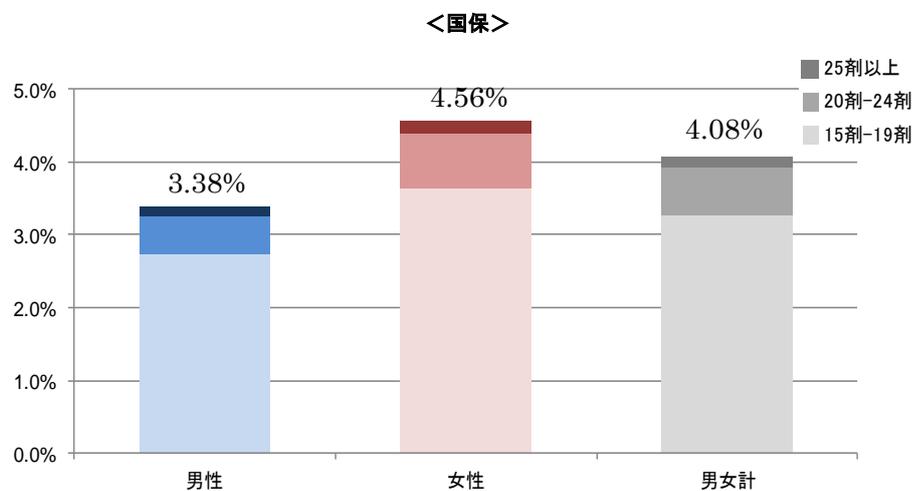
(2) 東京都の性別複数種類医薬品投与（15 剤以上）患者率

- 平成 25 年 10 月に 65 歳以上の被保険者（加入者）のうち同一月で 15 剤以上の薬剤の投与を受けた患者の割合を性別に見ると社保・国保とも女性の割合が高くなっています。（図表 30）

(図表 30)：性別複数医薬品投与(15 剤以上)患者率（平成 25 年 10 月入院外+調剤）



※ 社保：健康保険組合、協会けんぽ、共済組合他



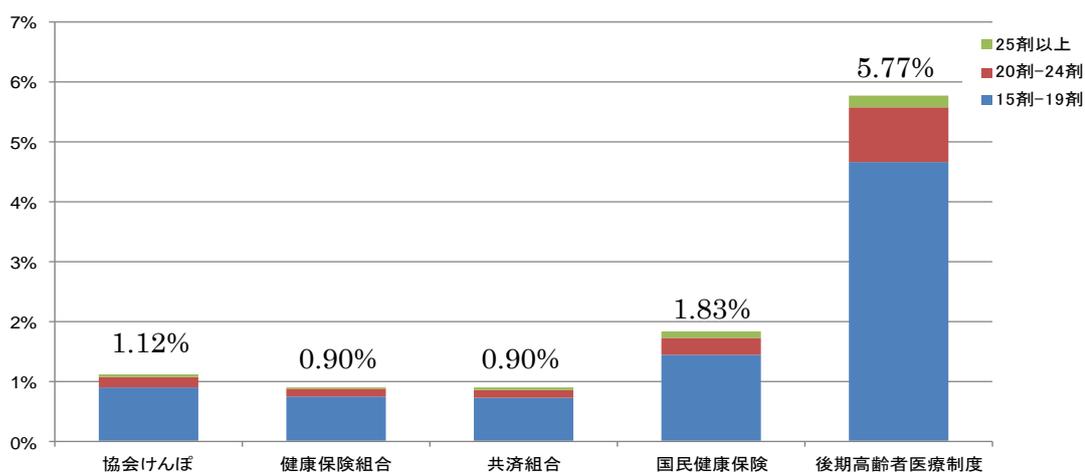
※ 国保：市町村国保、後期高齢者医療、国保組合

出典：「医療費適正化計画関係データ」（厚生労働省提供）

(3) 東京都の保険者種類別複数種類医薬品投与（15 剤以上）患者率

- 平成 25 年 10 月に 15 剤以上の医薬品投与を受けた患者の割合を保険者種類別に見ると、後期高齢者医療制度が最も高く、患者率は 5.77%となっています。（図表 31）

(図表 31) : 保険者種類別複数医薬品投与(15 剤以上)患者率 (平成 25 年 10 月入院外+調剤)



出典：「医療費適正化計画関係データ」（厚生労働省提供）

第2章 第二期医療費適正化計画の進捗状況

第1節 住民の健康の保持の推進に関する進捗状況

- 平成25年度から平成29年度までの第二期医療費適正化基本方針においては、国が以下のとおり、数値目標を例示していました。

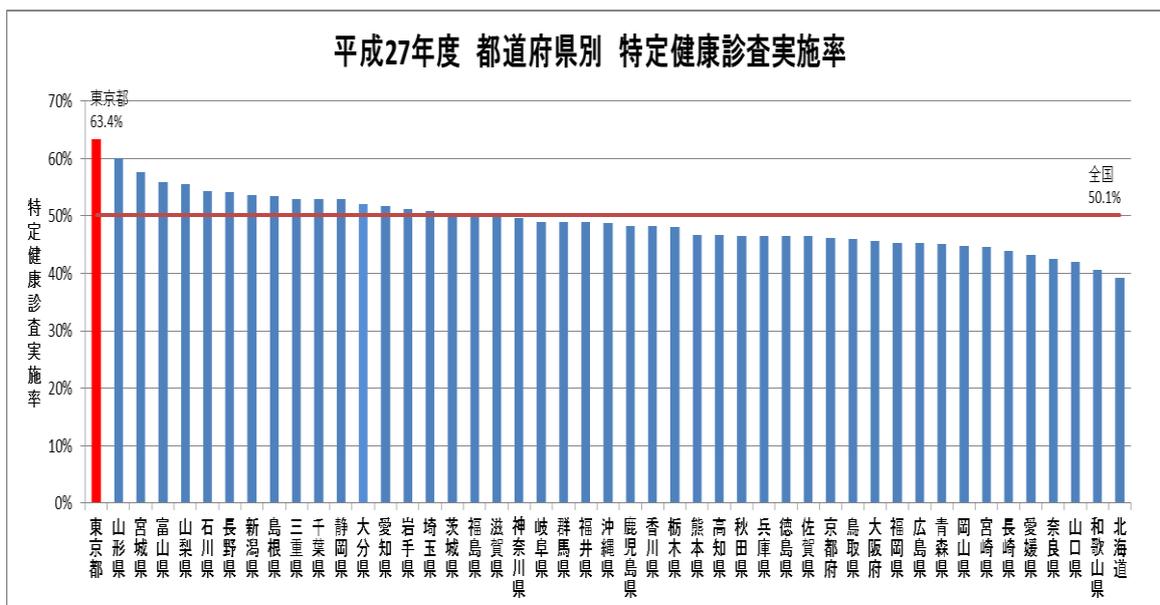
(図表33)：第二期医療費適正化基本方針における目標設定の例示

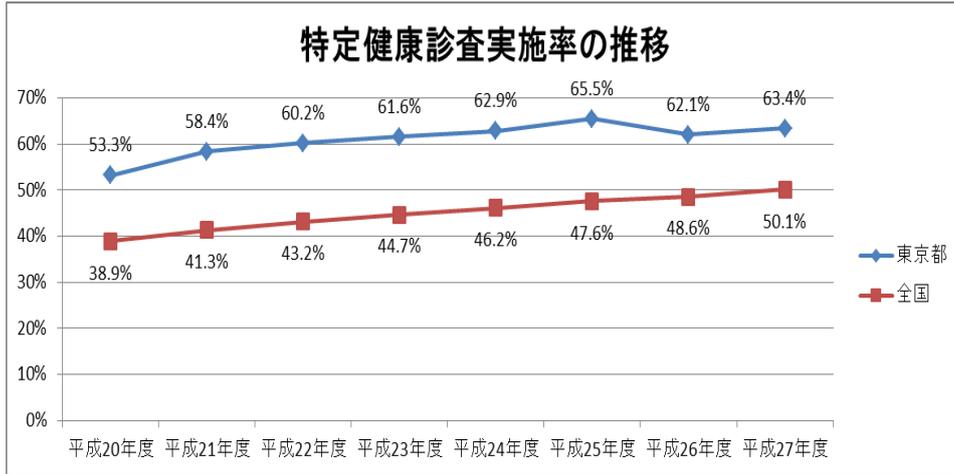
住民の健康の保持の推進に関する目標	
・特定健康診査の実施率	平成29年度に70%以上
・特定保健指導の実施率	平成29年度に45%以上
・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	平成29年度に25%以上（平成20年度比）
医療の効率的な提供の推進に関する数値目標	
・平均在院日数の短縮	医療計画の基準病床数等を踏まえ 平成29年度の目標を設定

1 特定健康診査の実施状況

- 特定健康診査の実施率は、平成20年度以降全国平均を上回っており、平成27年度は63.4%と、全国で最も高くなっています。(図表34)

(図表34)：特定健康診査の実施状況



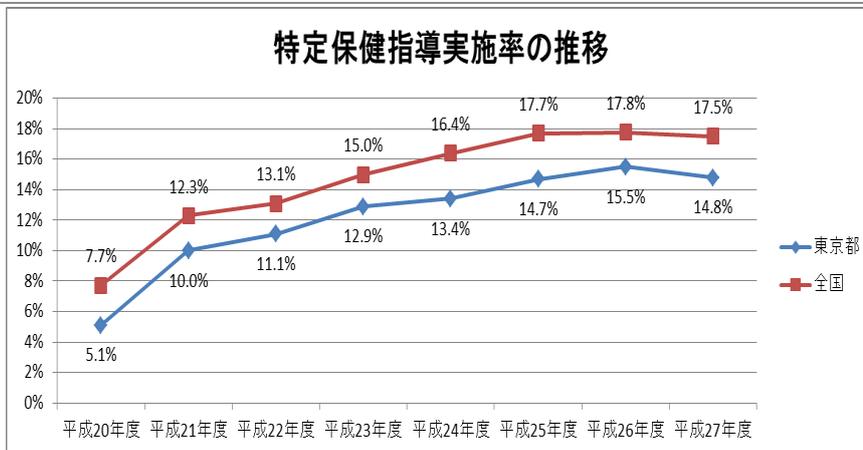
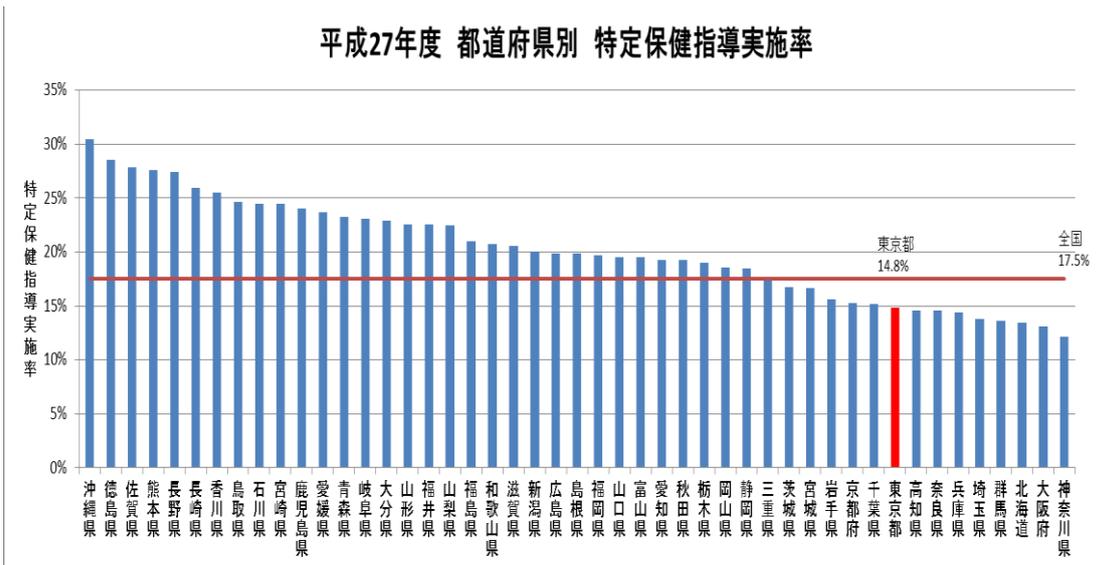


出典：「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」（厚生労働省）

2 特定保健指導の実施状況

- 特定保健指導の実施率は、平成27年度は14.8%と全国39位で、全国平均を下回っています。（図表35）

（図表35）：特定保健指導の実施状況



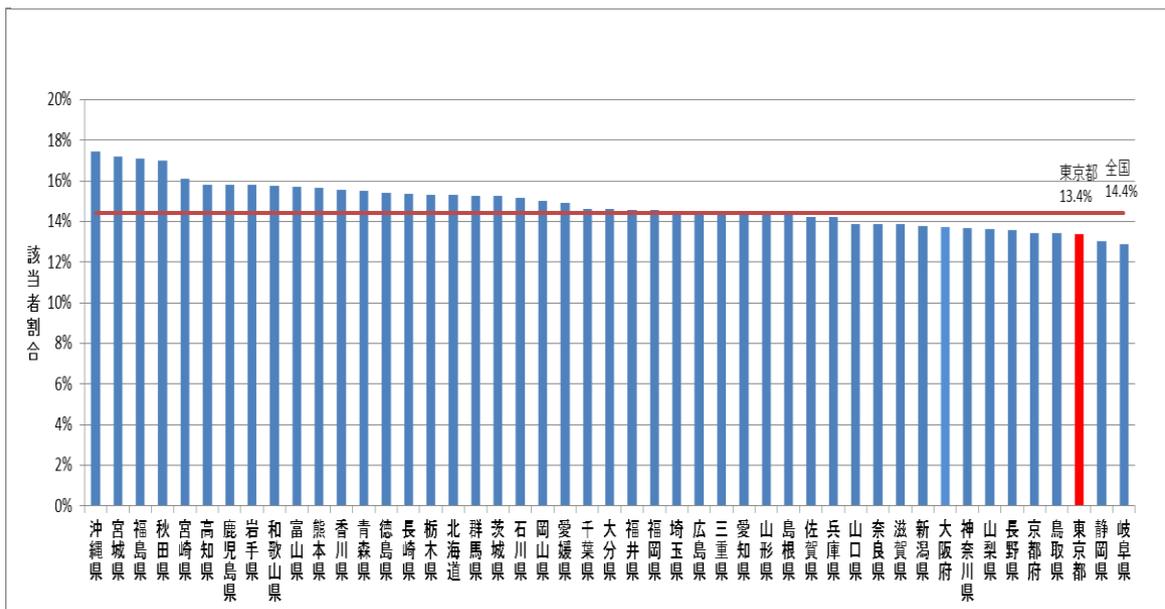
出典：「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」（厚生労働省）

3 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合の状況

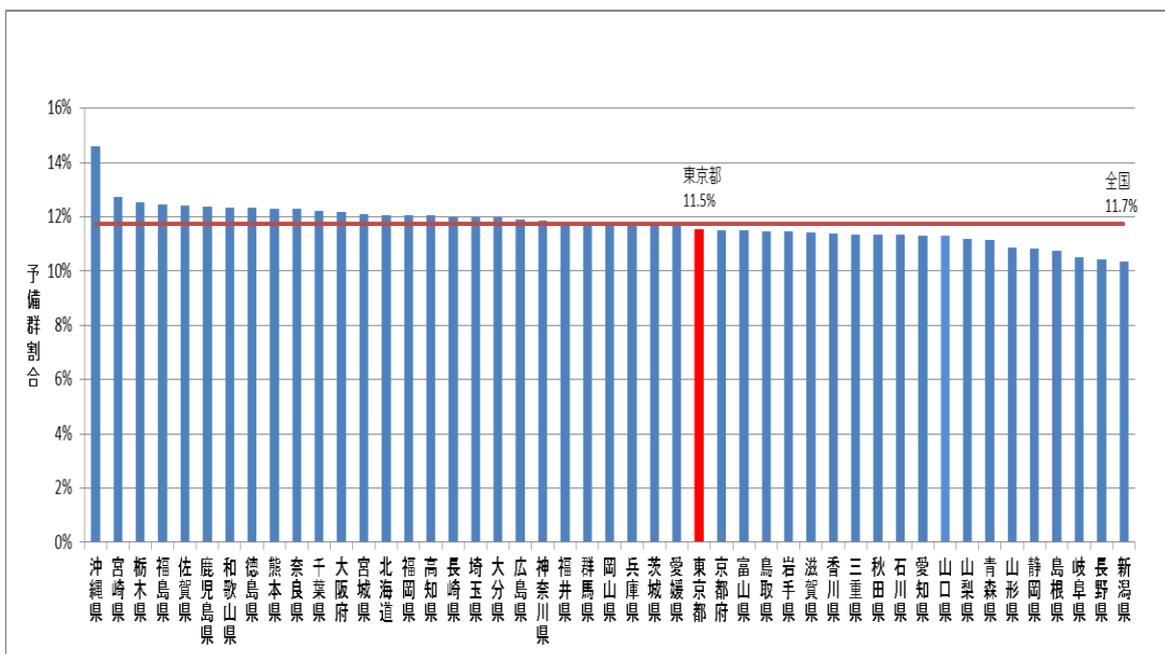
(1) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合

- 平成27年度のメタボリックシンドロームの該当者の割合は13.4%、予備群の割合は11.5%となっており、いずれも全国平均よりやや低くなっています。

(図表 36) : 都道府県別 メタボリックシンドローム該当者割合 (平成 27 年度)



(図表 37) : 都道府県別 メタボリックシンドローム予備群割合 (平成 27 年度)



出典：「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」（厚生労働省）

(2) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

- 平成20年度と比較した平成27年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率は4.03%となっています。(図表38)

(図表38)：メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（対平成20年度比）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全国	2.12%	3.09%	3.47%	3.18%	2.74%
東京都	0.13%	1.72%	3.29%	4.18%	4.03%

※メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の実数を用いて算出した場合、年度毎の特定健診実施率の高低の影響を受けるため、特定健診受診者数に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合を、住民基本台帳人口に乗じることで得られる推定数により算出。

※また、年齢構成の変化（高齢化の効果）の影響を少なくするため、性・年齢階級（5歳階級）別に推定数を算出し、その合計により、減少率を算出。

※都の減少率算出における住民基本台帳人口については、平成25年度までは東京都、平成26年度分以降は全国の数値を使用。平成26年度分以降は、厚生労働省によるデータクリーニング後の平成20年度実績を使用し算出。

出典：全国は厚生労働省資料
東京都は厚生労働省から提供された推計ツールにより算出

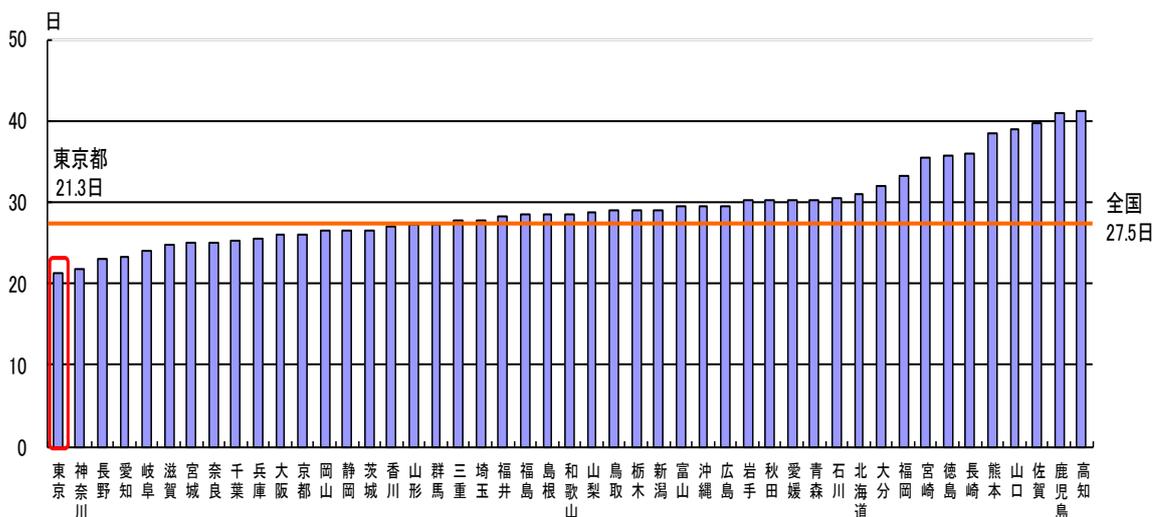
第2節 医療の効率的な提供の推進に関する進捗状況

- 東京都における介護療養病床を除く全病床の平均在院日数は、平成28年時点で21.3日と全国で最も短くなっています。

(図表39)：病床別平均在院日数の推移

	介護療養病床を除く全病床		全病床		精神病床		一般病床		療養病床		介護療養病床	
	全国	東京都	全国	東京都	全国	東京都	全国	東京都	全国	東京都	全国	東京都
平成25年	29.2日	22.4日	30.6日	23.5日	284.7日	200.2日	17.2日	14.7日	168.3日	180.8日	308.6日	382.4日
平成26年	28.6日	22.1日	29.9日	23.1日	281.2日	198.9日	16.8日	14.5日	164.6日	179.3日	315.5日	396.5日
平成27年	27.9日	21.6日	29.1日	22.6日	274.7日	191.8日	16.5日	14.1日	158.2日	167.1日	315.8日	386.7日
平成28年	27.5日	21.3日	28.5日	22.3日	269.9日	193.1日	16.2日	13.9日	152.2日	157.9日	314.9日	391.3日

(図表49)：平成28年都道府県別平均在院日数（介護療養病床を除く全病床）



出典：「病院報告」（厚生労働省）

第3部 計画の基本的な考え方

第1章 国の基本方針

第1節 国の基本方針の考え方

- 国は、医療費適正化基本方針において、医療費の急増を抑えていくためには、若い時からの生活習慣病の予防対策や、生活習慣病に罹患した後の重症化を予防するための取組を進めることが重要であり、特定健康診査、特定保健指導や糖尿病の重症化予防等の取組を推進することとしています。
- また、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目ない医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を活用することが重要であり、病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進を目指しています。
- 後発医薬品の使用促進については、平成32年9月までに後発医薬品の使用割合を80%以上とする全国目標を踏まえ、都道府県においても数値目標を設定し、国と一体となって、後発医薬品を使用することができる環境の整備等の取組を進めることとしています。
- 併せて、例えば、重複投薬の是正や医薬品の適正使用の推進等の取組により、医療費適正化を目指すことが考えられるとしています。

第2節 国が示す目標

1 住民の健康の保持の推進に関する目標

(1) 特定健康診査の実施率

- 国は、全国目標として平成35年度において、40歳から74歳までの対象者の70%以上が特定健康診査を受診することとしています。
- なお、国は、医療保険者が行う特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本指針（以下「特定健康診査等基本方針」といいます。）において、各医療保険者が策定する特定健康診査等実施計画¹¹における特定健康診査の実施率を、参酌標準として、図表50のとおり示しています。

¹¹ 特定健康診査等実施計画：保険者は、高齢者医療確保法第19条に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する計画を策定し、特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項や具体的な目標等を定めることとされており、平成30年度～35年度を計画期間とする第三期特定健康診査等実施計画を策定している。

(図表 50) : 医療保険者ごとの特定健康診査実施率の参酌標準

保険者種別	・単一型健康保険組合 ・共済組合	・総合型健康保険組合 ・日本私立学校振興・ 共済事業団	・国民健康保険組合	・全国健康保険協会 ・船員保険	・区市町村 国民健康保険
実施率	90%以上	85%以上	70%以上	65%以上	60%以上

(2) 特定保健指導の実施率

- 国は、全国目標として平成 35 年度において、当該年度における特定保健指導が必要と判定された対象者の 45%以上が特定保健指導を受けることとしています。
- なお、国は、特定健康診査等基本方針において、各医療保険者が策定する特定健康診査等実施計画における特定保健指導の実施率を、参酌標準として、図表 51 のとおり示しています。

(図表 51) : 医療保険者ごとの特定保健指導実施率の参酌標準

保険者種別	・区市町村 国民健康保険	・単一型 健康保険組合	・共済組合	・全国健康保険協会	・国民健康保険組合 ・船員保険 ・総合型健康保険組合 ・日本私立学校振興・ 共済事業団
実施率	60%以上	55%以上	45%以上	35%以上	65%以上

(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

- 国は、平成 20 年度と比べた平成 35 年度時点でのメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率をいう。）を 25%以上とすることを目安にしています。

(4) たばこ対策

- 国は、がんや循環器疾患等の生活習慣病の発症予防のためには、予防可能な最大の危険因子の一つである喫煙による健康被害を回避することが重要であるとして、都道府県において、禁煙の普及啓発施策に関する目標を設定することを例示しています。

(5) 予防接種

- 国は、疾病予防という公衆衛生上の観点及び、住民の健康の保持の観点から、予防接種の適正な実施が重要であるとして、都道府県において、予防接種の普及啓発施策に関する目標を設定することを例示しています。

(6) 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

- 国は、生活習慣病等の症状の進展、合併症の発症等の重症化予防のためには、都道府県、保険者等及び医療関係団体等が連携を図り、関係者が一体となって取組を行

うことが重要であるとして、都道府県において、医療関係者や保険者等との連携を図りながら行う糖尿病の重症化予防の取組や、高齢者の特性に応じた重症化予防の取組の推進に関する目標を設定することを例示しています。

(7) その他予防・健康づくりの推進

- 国は、上記の目標以外に、健康寿命の延伸の観点から予防・健康づくりの取組を通じた健康の保持の推進を図ることが重要であるとして、都道府県において、保険者等で実施されている保健事業を踏まえ、生活習慣に関する正しい知識の普及啓発、住民に対する予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組及びがん検診、肝炎ウイルス検診等に関する目標を設定することを例示しています。

2 医療の効率的な提供の推進に関する目標

(1) 後発医薬品の使用促進

- 国は、後発医薬品の使用割合を平成 32 年 9 月までに 80%以上とするという新しい目標を踏まえ、都道府県において、平成 35 年度には後発医薬品の使用割合が 80%以上に到達しているとする目標を設定することや、普及啓発等施策に関する目標を設定することを例示しています。

(2) 医薬品の適正使用の推進

- 国は、今後、医療費の増大が見込まれる中では、重複投薬の是正等、医薬品の適正使用を推進することが重要であるとして、都道府県において、患者や医療機関及び薬局に対する医薬品の適正使用に関する普及啓発や、保険者等による医療機関及び薬局と連携した訪問指導の実施等重複投薬の是正に関する目標、医療機関及び薬局と連携した服薬状況の確認及び併用禁忌の防止の取組の実施等、複数種類の医薬品の投与の適正化に関する目標を設定することを例示しています。

第2章 東京都の計画の基本的な考え方

第1節 国が示す目標に対する東京都の考え方

- 国が基本方針に例示する数値目標は、全国目標として、国、都道府県、保険者等それぞれの役割において取組を推進することで達成を目指していくものであり、第三期基本方針では、医療費適正化の取組をそれぞれの役割の下推進していくことが明確化されました。
- また、基本方針に例示される目標達成に資する取組が、平成30年度から本格実施される保険者に対するインセンティブの仕組みにおいて、保険者共通の評価指標として位置づけられており、保険者機能の強化や、都道府県のガバナンス強化が強く求められているところです。
- こうしたことから、東京都では、本計画において、基本方針の示される全国目標を踏まえた数値目標及び取組の方向性を設定し、保険者等と共に取組を推進していきます。

第2節 計画における取組の方向性

- 第2部「都民医療費の現状」で見てきたとおり、高齢になるにつれ、生活習慣病の受療率が増加し、医療費も高額となることから、今後高齢者人口が増加する中、医療費の急増を抑えていくためには、若い頃からの生活習慣病の予防対策が重要となります。
- 例えば糖尿病では、重症化して人工透析に移行した場合には、個人の生活の質（QOL）が著しく低下することに加え、多額の医療費が必要になることが指摘されており、生活習慣病に罹患した後は、速やかに医療機関の受診を勧奨するとともに、その重症化を予防するための取組を進めることが大切です。
- また、東京には高度医療・先進医療を提供する大学病院や特定機能病院が集積しており、交通網の発達により医療機関等にアクセスがしやすいといった特徴があります。
- このため、計画策定に当たっては、単に医療費を抑制するのではなく、こうした東京の特徴を考慮しながら、都民の健康の保持や良質で効率的な医療提供体制の確立及び介護サービス基盤の充実等に向けた取組を推進することにより、結果として都民医療費の適正水準の確保を図るという考えに立ち、引き続き次の二つの視点に基づき、具体的な取組を定めます。

視点1：生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進

医療費に占める割合が高く、高齢になるにつれ受療率が増加する生活習慣病の発症・重症化を予防することは、結果として医療費の伸びの抑制にもつながることから、特定健康診査及び特定保健指導、糖尿病の重症化予防、その他予防・健康づくりの取組を推進し、都民の生涯にわたる健康づくりを支援していきます。

視点2：医療資源の効率的な活用

医療費が年々増加する中、国民皆保険制度を維持し、都民が引き続き良質かつ適切な医療を受けられるようにするため、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じ機能分化しながら、切れ目ない医療・介護を提供するなど、医療資源の効率的な活用を推進します。

第4部 医療費適正化に向けた取組の推進

第1章 住民の健康の保持の増進及び医療の効率的な提供の推進に向けた取組

第1節 生活習慣病の予防と健康の保持増進に向けた取組

1 健康診査及び保健指導の推進

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【現状と課題】

- 特定健康診査及び特定保健指導は、内臓脂肪の蓄積に起因して肥満、血圧高値、脂質異常、血糖高値から起きる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防するため、法令に基づき、保険者が共通に取り組む法定義務の保健事業です。
- 保険者は、特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施目標等を定めて、40歳から74歳までの加入者を対象として実施することとされています。
- 第2部第2章第1節で述べたとおり、東京都における特定健康診査の実施率は、全国平均を上回っていますが、特定保健指導については全国平均を下回っており、いずれも第二期医療費適正化計画における全国目標と比べ低い状況となっています。
- 国は、平成29年度実施分から、全保険者の特定健康診査及び特定保健指導の実施率を公表し、平成30年度からは、特定保健指導について、質を確保しつつ、効果的・効率的な保健指導を推進し実施率の引き上げにつながるよう、行動計画の実績評価時期の見直しや、実施方法の弾力化などの見直しを行うこととしています。
- 引き続き、特定健康診査及び特定保健指導の実施率を向上し、効果的に実施することにより、メタボリックシンドロームに起因する生活習慣病の発症・重症化を予防する取組が必要です。

【取組の方向性】

- 東京都は、糖尿病やメタボリックシンドロームにならないため、定期的な健診受診や必要に応じ早期に医療機関を受診し、治療を継続することの重要性などについて、都民の理解を一層深めていくため、様々な広報媒体を活用し、引き続き、普及啓発を図っていきます。
また、国民健康保険の特定健康診査等の実施に必要な費用及び実施率等が良好な区市町村への交付金の交付、先進的な事例の情報提供等、特定健康診査等の推進に向けた区市町村への支援を引き続き行っていきます。
- 保険者は、第三期特定健康診査等実施計画に基づき、適切な実施時期の設定により

受診者が利用しやすい実施体制を整備するとともに、効果的な受診勧奨に努めていきます。

- 特定健康診査の受診者に対し、個別のニーズや生活習慣に則した情報を分かりやすく提供するとともに、生活習慣病のリスクのある人に対しては、自らの生活習慣における課題に気づき、自分の健康を自己管理できるよう支援するための特定保健指導を行います。

また、健診結果により医療機関の受診が必要な場合には適切に受診勧奨を実施していきます。

- 保険者協議会¹²においては、保険者等の担当者を対象に特定保健指導等を効果的に実施するためのプログラム研修の実施や、事業の円滑な実施のための調整等を引き続き実施していきます。
- 平成 35 年度に向けて以下の実施率等を目指すこととします。

特定健康診査の実施率	70%以上
特定保健指導の実施率	45%以上
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 (特定保健指導対象者の減少率をいう。)	25%以上 (平成20年度比)

区市町村国保特定健診対象者の状況 (KDB システムの集計)

作成中

¹²保険者協議会：都内の医療保険者が連携・協力し、保健事業の円滑な実施等により被保険者等の健康保持、増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的とした会議体。保険者（全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険、共済組合、後期高齢者広域連合）、健康保険組合東京連合会、東京都国民健康保険団体連合会のほか、医療関係者（東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会）の委員により構成されている。

特定健診を利用されない加入者への健診結果提供の呼びかけの取組（調布市）

作成中

特定健診の受診勧奨（ニチアス健康保険組合）

作成中

(2) 生活保護受給者の生活習慣病予防対策

【現状と課題】

- 医療保険に加入していない生活保護受給者に対する健康診査は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき、各区市町村の保健衛生部門において実施されています。
- 福祉事務所¹³では、自立支援プログラム¹⁴等を活用し、生活保護受給者の日常生活の自立支援に取り組んでいますが、生活習慣病の予防・重症化予防等健康面に着目した支援の強化が求められています。

【取組の方向性】

- 東京都は、生活保護受給者に対する生活習慣病の予防や重症化の予防などの健康管理の支援充実に向けて、国の取組の方向性を注視しつつ、自立支援プログラム等の活用について、効果的な事例の提供、助言などにより福祉事務所を支援していきます。
- 福祉事務所は、関連施策を充実、区市町村保健衛生部門との連携を強化し、生活保護受給者の健康管理の支援に取り組みます。

(3) データヘルス計画の推進

【現状と課題】

- 保健事業の実施等に関する指針¹⁵において、保険者等は、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画「データヘルス計画」を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこととされています。
- 保険者である区市町村の計画策定支援として、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」といいます。）が設置する保健事業支援・評価委員会において計画の内容の確認・評価を実施しており、東京都も同委員会に参画しています。
- 都内区市町村におけるデータヘルス計画の策定状況は、平成 29 年 7 月 1 日現在で、策定済が 40 区市町村となっており、平成 29 年度中策定予定を合わせると 55 区市町村となっています。

¹³ 福祉事務所：生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施をはじめ福祉の総合的窓口として設置されている。区及び市部については、それぞれ区及び市が、町村部については、東京都が設置している。

¹⁴ 自立支援プログラム：福祉事務所が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的な内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するもの。国からの通知により、その導入が推進されている。

¹⁵ 保健事業の実施等に関する指針：「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（厚生労働省告示第 308 号）、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 16 年厚生労働省告示第 308 号）、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 26 年厚生労働省告示第 141 号）

【取組の方向性】

- 東京都は、国保連合会と連携して、今後全ての区市町村において計画が策定されるよう、支援するほか、引き続き保健事業支援・評価委員会において助言等を行います。
また、計画の推進に当たっては、国保データベース（KDB）の有効活用や、国民健康保険部門と健康づくり部門とが連携した取組により、生活習慣病の発症・重症化予防など取組の充実が図られるよう必要な助言を行っていきます。
- 保険者協議会を通じ、好事例の取組等について情報共有を行い、保険者等の取組を支援していきます。

データヘルス計画の推進（品川区）

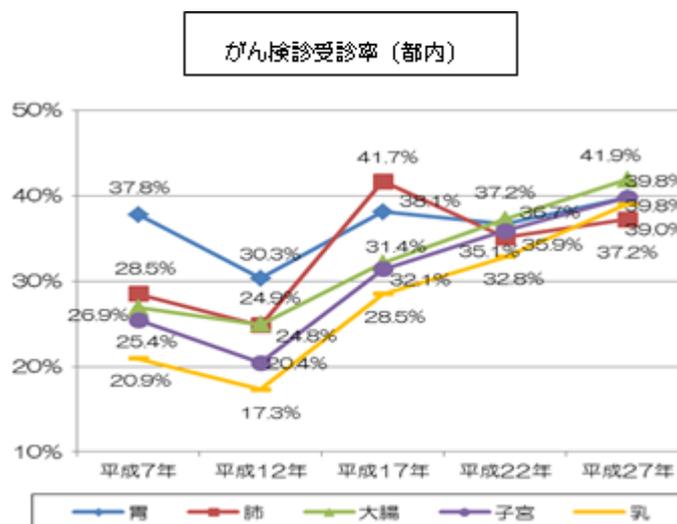
作成中

(4) がん検診、肝炎ウイルス検診の取組

【現状と課題】

① がん検診

- がんを早期に発見して早期に治療につなげ、がんによる死亡率を減少させることを目的に、各区市町村や職場等ががん検診を行っています。都では、「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」で、がん検診受診率 50% を目標に掲げ、より多くの都民ががん検診を受診することを目指しています。都におけるがん検診受診率は長期的に見て上昇傾向にあるものの、現時点では 40% 前後にとどまっています。



（出典）平成27年国勢調査に基づくがん検診の対象人口等調査（福祉保健局）

- 区市町村が実施主体となっている対策型検診としてのがん検診については、死亡率減少効果が科学的に確認された適切な方法、対象年齢、受診間隔で、「高い質を保って行う」ことが必要です。国は実施体制、対象年齢、受診間隔、検査項目等について指針を定めており、都はこれに基づき、検診実施方法等をより具体的に示した「がん検診の精度管理のための技術的指針」や「がん検診精度管理向上の手引き」を作成し、区市町村が適切な検診を行えるよう技術的支援を行っています。
 - 職場においては、事業主や保険者が、従業員やその家族に対してがん検診を行っていますが、制度上の位置付けが明確でないことから、実施方法等についての基準がなく、実施状況や内容は様々です。
- ##### ② 肝炎ウイルス検査
- ウイルス性肝炎は、本人が感染に気が付かないうちに慢性肝炎から肝硬変、肝がんへ進行するリスクが高い疾患ですが、肝炎医療の進歩により、治癒率も上昇しています。早期に発見し、適切な診断、治療につなぐことが重要です。

【取組の方向性】

① がん検診

- 東京都は、がん検診の実施主体である区市町村において、個別勧奨・再勧奨や受診しやすい環境整備などの取組に対し、財政的・技術的支援を行います。また、職場において、検診受診希望者が確実に受診できるよう、企業や関係団体等との連携を図りながら、職場での検診実施や受診率向上に対する支援を行います。

さらに、区市町村、企業等の関係機関等と協力しながら、より多くの都民ががん検診を正しく理解し、受診につながるよう効果的な普及啓発を行います。

- 全ての区市町村で科学的根拠に基づくがん検診が適切に実施されるよう、「精度管理の手引き」等の活用による技術的支援を行います。また、精密検査についても、区市町村が検診結果を把握し、未受診者に対して個別に受診勧奨ができるよう、取組を支援します。

さらに、がん検診実施機関に対しては、質の高い検診が実施できるよう、検診従事者向け研修の実施等により人材育成を行います。

② 肝炎ウイルス検査

- ウイルス性肝炎の早期発見、適時適切な治療を促進するため、都民に対し、肝炎ウイルスの感染経路、感染予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、患者等への偏見を解消するためウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

また、区市町村に対し、地域の実情に応じた受検勧奨が実施されるよう、引き続き支援します。さらに、職域団体等と連携し、職域における受検勧奨に取り組んでいきます。

- 都保健所における肝炎ウイルス検査の実施とともに、区市町村、職域等との連携を通じて肝炎ウイルス検査の実施体制の整備に努めます。

2 生活習慣病の重症化予防の推進

【現状と課題】

- 糖尿病性腎症の早期発見・早期介入は、患者及び家族の身体的・精神的苦痛のみならず、行動の制限や金銭的支出の負担を軽減し、生涯にわたる健康保持・増進、健康寿命の延伸、ひいてはQOL（生活の質）の向上につながるものです。
- 国は、平成28年4月に「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、糖尿病が重症化するリスクの高い、医療機関の未受診者及び治療中断者について、関係機関から適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、主治医の判断で重症化するリスクの高い保健指導対象者を選定し、腎不全、人工腎臓への移行を防止する取組を進めることとしています。

この中で、都道府県の役割として、「区市町村における実施状況をフォローするとと

もに、円滑な事業実施を支援する観点から、医師会や糖尿病対策推進会議等と取組状況を共有し、課題、対応策等について議論を進めていく」ことが示されています。

- 一部の区市町村では、国のプログラム策定に先立ち、糖尿病性腎症重症化予防への積極的な取組が行われていますが、全区市町村において重症化予防の取組が進むよう、支援をしていく必要があります。

【取組の方向性】

- 東京都はすでに重症化予防の取組を進めている区市町村において、より効果的に実施できるよう、現状や課題の把握に努め、必要な支援を行っていきます。
- 今後、新たに事業を開始する区市町村が円滑に事業に取り組めるよう、東京都においても、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定するとともに、関係機関への働きかけを行います。また、糖尿病対策推進会議等と連携し、地域における取組状況や課題について情報共有し、必要な検討を行っていきます。

作成中

3 高齢期における社会生活を営むために必要な機能の維持

【現状と課題】

- 高齢期になっても、自立した日常生活を送るため、加齢に伴い低下する運動機能や認知機能をできる限り維持することが必要です。
- 要介護高齢者の多くが、加齢に伴い、筋力・認知機能等の心身の活力や社会とのつながりなどが低下した状態（以下「フレイル」といいます。）を経て、徐々に要介護状態に陥るとされています。フレイルの段階で適切な介入・支援を行うことにより、生活機能を維持、向上することが可能です。健康な時からの予防とともに、心と体のちょっとした衰えにいち早く気づき、自分事として捉え行動することが大切です。
- 運動機能の維持には、筋肉や骨・関節と、バランスや反射などを調節する脳神経系との、両方の機能が保たれていること、認知機能の維持には、脳機能を活発に使うこと、栄養状態を良くして脳の血管・血流を良好な状態に保つことが必要です。
- 社会参加は、脳機能を活用し認知機能を維持することに役立つだけでなく、身体活動量を増やし、運動機能を維持することにも効果があることから、高齢者の積極的な参加を促すため、活動の機会を増やすなど社会環境を整えることが必要です。
- 都市化の進展に伴い、地域における人と人との関係が希薄になっています。東日本大震災の経験から、住民同士の助け合いなどの地域のつながりの重要性が改めて認識されるようになり、地域のソーシャルキャピタル(地域のつながり)が注目されています。
- 住民相互の信頼感が高い地域ほど、自己の健康に対する評価が高いことや、地域のつながりを示す指標は、住民の平均寿命やストレス耐性など住民の健康状態を示す指標と正の相関関係があるなど、地域のつながりが豊かなほど、住民の健康状態が良いことが報告されています。
- また、75歳以上の高齢者の健康診査は、生活習慣病の早期発見等により被保険者の健康を増進し、QOL（生活の質）の維持・確保を図る観点から、後期高齢者医療制度を運営する東京都後期高齢者医療広域連合が（以下「広域連合」といいます。）区市町村へ事業を委託し実施しています。実施にあたり、区市町村は、独自の追加項目として血清アルブミン、血色素などの血液検査に加えて、眼底検査、腎機能検査（血清クレアチニン、尿素窒素等）などを実施しています。健康診査の受診率は全国平均を上回っています。（図表 52）
- 生活習慣病の予防対策に併せて、心身機能の低下に起因した疾病の予防など、高齢期の特性に合わせた保健指導の取組を進めていくことも重要です。

（図表 52）：後期高齢者の健康診査受診率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全国	24.5%	25.1%	26.0%	27.6%	28.7%（見込み）
東京都	52.0%	52.1%	52.9%	53.7%	53.1%

出典：東京都後期高齢者広域連合「平成 29 年度第 1 回東京都後期高齢者医療懇談会 資料 3 『平成 20～28 年度 健康診査事業の実績』」

【取組の方向性】

- 東京都は、都民が、身体活動・運動の意義について正しく理解し実践できるよう、ホームページ等により、日常生活の中で負担感なく実践できる身体活動量を増やす方法等に関する普及啓発を行っていきます。
- 健康的な食生活に関する知識の普及を図るため、ホームページによる啓発に取り組むとともに、区市町村、保健医療関係団体、事業者・医療保険者等と連携し、適切な食事量（望ましい野菜、食塩、果物の摂取量及び脂肪エネルギー比率）、健康的な食生活の意義や栄養に関する知識に関して普及啓発を行っていきます。
- 地域のつながりと健康状態が関係することについて、ホームページやリーフレット等により普及啓発を行うとともに、区市町村が行う地域とのつながりを醸成する取組について、技術的及び財政的支援を行います。
- また、医療や介護関係の団体と連携し、フレイルを都民に分かりやすく紹介する冊子の活用などにより、フレイルの意味と予防の重要性を啓発していきます。
- 東京都は、生活習慣病の重症化予防の重要性に鑑み、広域連合が行う後期高齢者の健康診査事業に対する支援を引き続き行います。
- 広域連合は、区市町村と連携し、受診勧奨、受診環境整備、広報を実施するとともに、区市町村と情報を共有し受診率向上策を推進していきます。
- 健康診査が未受診で生活習慣病に係る医療機関への受診がない被保険者に対する健康診査受診勧奨や、健診結果が異常値でありながら生活習慣病に係る受診がない被保険者、生活習慣病に係る治療中断者に対する医療機関への受診勧奨について、実施状況を検証しながら効果的な取組を進めていきます。
- また、口腔機能の低下を防ぎ、誤嚥性肺炎等の予防等のため歯科健康診査を実施するとともに、区市町村が取り組む訪問歯科健診を支援します。

4 健康の保持増進に向けた一体的な支援

(1) 個人の健康づくりの実践を支援する取組

【現状と課題】

- 高齢になっても健やかに暮らせる期間（健康寿命）を伸ばすためには、日常生活の中での適切な量と質の食事、適度な身体活動・運動等を確保することや、健康診断を定期的に受診することにより生活習慣病を予防することが必要です。
- 生活習慣病予防と健康の保持増進には、望ましい食習慣や適度な身体活動・運動の実践、十分な休養、飲酒する場合には適量とすることなどが重要ですが、目標量等を達成している人は十分とは言えない状況です。
- 医療保険者等は、ICTなどを活用した分かりやすい健診結果の情報提供や予防・健康づくりへのインセンティブ付与の取組が求められています。
- また、健康づくりにあたっては、都民一人ひとりの取組はもとより、都民の健康に

かかわる関係機関の役割が重要です。社会全体で都民の健康づくりを支援していくことを目指し、区市町村や職場等での取組を推進していく必要があります。

【取組の方向性】

- 健康づくりは個人の自覚と実践が基本であり、東京都は、都民が自ら積極的に取組むことができるよう、正しい知識や日常生活の中で負担感なく実践できる工夫等について普及啓発を行っていきます。
- 生活習慣病の予防に配慮したメニューを提供する飲食店の推進や健康づくりの視点を取り入れたウォーキングマップを集約して掲出するポータルサイトの整備など、健康的な生活を実践しやすい環境の整備を進めていきます。
- 健康づくりに取り組む区市町村の状況を把握し、参考となる事例を紹介する等、区市町村における健康づくりへの支援を行います。
- 区市町村や関係団体の担当職員を対象に、健康づくりの企画や指導的役割を担う人材の育成を図るための研修等を実施していきます。
- 関係機関と連携し、健康づくりに取り組む企業を支援するなど、事業者の健康づくりの取組を促進していきます。
- 保険者等は、ICTなどを活用した分かりやすい健診結果の情報提供、ヘルスケアポイントの付与等、広く加入者に対する予防・健康づくりの取組を行います。東京都は、先進的な取組について情報提供する等、必要な支援を行います。

作成中

(2) 歯・口の健康づくりの取組

【現状と課題】

- 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりには、各ライフステージに応じた予防が必要ですが、学齢期においては、進学するにしたがって歯肉に所見のある者が増え、若い世代での重度の歯肉の炎症がある者も増えています。また、糖尿病と歯周病の関係など、歯と口腔の健康と全身の健康との関係について十分に理解が進んでいない状況です。
- かかりつけの歯科医の機能や役割を理解し、乳幼児期から高齢期までの生涯に渡ってかかりつけの歯科医を持つ必要があります。また、がん患者等の周術期における口腔合併症の予防や、糖尿病患者に対する歯周病治療などの関連しあう疾病に対する医科歯科連携の促進が必要です。
- 障害児(者)は、う蝕や歯周病のリスクが高くなる傾向があり、保護者や介護者による口腔のケアやかかりつけの歯科医で定期的な歯石除去や歯面清掃などの予防処置が必要であるとともに、身近な地域で歯と口腔の健康づくりの支援を受けられるよう、障害者歯科医療体制の充実が必要です。
- 在宅療養患者の歯や口の状況について、在宅療養患者を支える多職種や家族が気づき、歯や口の健康を保つ支援をすることが大切であるとともに、在宅療養患者が必要な口腔のケアや歯科治療が受けられるよう、在宅歯科医療体制の充実が必要です。また、在宅療養患者を支える多職種が連携し、誤嚥性肺炎等のリスクを減らすなど、口から食べることを支える取組が必要です。

【取組の方向性】

- 東京都は、都民の目指す姿を掲げて、すべてのライフステージに横断的な歯科保健目標を設定し、各ライフステージの特徴に応じた歯と口腔の健康づくりの大切さについて普及啓発を行います。特に、若い世代に対し、正しいセルフケアの知識や歯周病予防、かかりつけの歯科医を持つ意義について啓発していきます。また、糖尿病や心疾患や脳梗塞、早産など全身の健康と歯周病との深い関わりについて、都民の認知度を深め都民自ら口腔ケア等に取り組むよう、普及啓発を進めていきます。
- 自ら行うセルフケアに加え、かかりつけの歯科医で定期健診や歯石除去等を受け、生涯を通じて自分の歯で食べる楽しみを維持する都民を増やしていきます。また、周術期における口腔ケアや歯科治療の大切さを都民に普及啓発するとともに、対応する歯科医師等を育成し、病院と歯科医療機関の連携を図っていきます。合わせて、医科と歯科が連携して全身的な基礎疾患のある患者や在宅療養患者の治療などに取り組む医療機関を増やし、医科歯科連携体制の充実を図っていきます。
- 都立心身障害者口腔保健センターの研修や保健所の施設支援等を継続し、障害者を支える施設職員や家族に、歯と口腔の健康づくりや定期健診などの大切さを啓発していきます。また、都立心身障害者口腔保健センターの研修等を通じて障害者歯科医療

に携わる歯科医療従事者の育成を図るとともに、障害者歯科の実態を把握し、地域の歯科医療機関、都立病院や地区口腔保健センター等と都立心身障害者口腔保健センターとの機能分担と連携の強化策を検討していきます。

- ケアマネジャーなど在宅療養を支える人材に対し、在宅療養患者の口腔ケアの大切さを啓発し、必要に応じて歯科受診に繋げることができるよう、歯科的な知識の普及を図ります。また、在宅歯科医療に取り組む歯科医療従事者の育成を図るとともに、在宅歯科医療を実施する医療機関に対し、診療に必要な機器等の整備の支援を進めていきます。さらに、在宅療養患者の摂食嚥下機能を支えられるよう、人材育成や多職種によるチーム医療を進めていきます。

(3) 児童期からの健康教育の推進

【現状と課題】

- 学校では、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識、技能、態度及び習慣を身に付けることを通じ、「生きる力」をはぐくみ、活力ある健康的なライフスタイルを築くことを目的として、健康教育を実施しています。
- 児童・生徒への健康教育は、学習指導要領に基づき、学校教育活動全体を通じて実施されますが、特に体育・保健体育、家庭、理科、道徳、特別活動等の各教科・領域において横断的に実施され、また、健康管理については、学校保健安全法や健康増進法に基づき、学校保健、学校安全、学校給食などを中心として、適切に実施します。
- 東京都は、児童・生徒の体力向上を目指し、平成21年度から「総合的な子供の基礎体力向上方策」に取り組んできました。
- 全体として、小学生の体力は、男女共に全国平均を上回るまで向上しましたが、中学生の体力は依然として低い水準にあることが課題となっています。
- 平成28年度からは、第3次推進計画である「アクティブプラン to 2020」に基づく取組を実施し、基本的な生活習慣の定着、栄養・運動・休養（健康三原則）、アクティブライフの実践の徹底を図っています。
- 児童・生徒の健康を保持増進していくためには、基本的な生活習慣を身に付けさせることが重要であり、学校においてスポーツ活動の推進や体力向上の取組を行うとともに、生涯にわたる健康の保持増進を図る教育が必要です。

【取組の方向性】

- 東京都は、学習指導要領に基づき、飲酒・喫煙防止教育や薬物乱用防止教育、性教育、生活習慣病の予防に関する教育やがん教育等を推進し、健康教育を適正に実施していきます。
- 学校保健安全法による健康診断や法令に基づく統計調査の実施により、子どもの健

康状態を把握するとともに、健康管理を充実していきます。

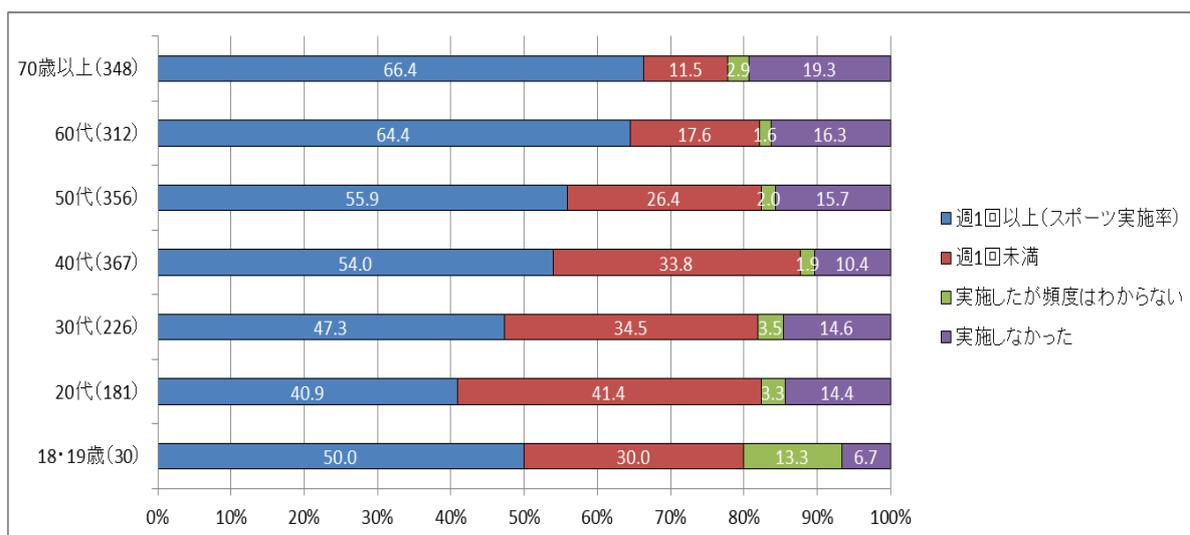
- 平成 28 年 1 月に策定した「アクティブプラン to 2020 総合的な子供の基礎体力向上方策（第 3 次推進計画）」（計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度まで）に基づき、体力向上の取組を推進していきます。

（4）ライフステージに応じたスポーツの振興

【現状と課題】

- 18 歳以上の週 1 回以上のスポーツ実施率を見ると、60 歳以上では高い傾向が見られますが、20 歳代から 40 歳代のいわゆる働き盛り世代や子育て世代では低い傾向にあります。（図表〇-〇）
- 高齢者については、65 歳以上の都民のうち、要介護（要支援）認定を受けている割合は 2 割を下回っており、多くの高齢者が元気で自立した生活を送っています。しかし、高齢者人口の増加にしたいがい、今後は要介護（要支援）認定者数が増えることが見込まれます。
- 運動不足は、生活習慣病を引き起こす原因の一つであるとともに、介護を必要とする状態を早める要因にもなります。
- 今後、医療費や介護保険給付費の増大が見込まれる中、生活習慣病予防による医療費の適正化や介護予防の面からも、働き盛り世代や子育て世代、高齢者が、年齢や障害の有無、生活状況等にかかわらず、スポーツを楽しめる環境を整えることや、スポーツを行うことの必要性を感じ、自発的にスポーツを実施してもらうことが大切です。

年代別スポーツ実施頻度（平成 28 年度）



出典：東京都生活文化局「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成 29 年 1 月）

【取組の方向性】

- 東京都は、育児中の都民が参加しやすいスポーツイベントの奨励など、働き盛り世代や子育て世代が職場や地域等の身近なところでスポーツを楽しめる環境を整備していきます。
- スポーツは高齢者の健康増進や地域での生きがいづくりに大きな役割を果たすことができるという観点から、高齢者の健康増進や仲間づくり活動を支え、世代を超えた交流を促進するため、区市町村の取組や老人クラブ活動を支援するとともに、スポーツイベントの開催やスポーツ団体との連携を通じて、高齢者がスポーツに親しみ、楽しむ機会を提供していきます。
- スポーツと健康増進の因果関係、その効果を理解してもらうため、健康に効果的なスポーツの種類、頻度、強度等の活動メニューや指標を都民に分かりやすく発信していきます。

5 たばこの健康影響対策の取組

【現状と課題】

- 喫煙は、がん、循環器疾患、COPD を含む呼吸器疾患、糖尿病、周産期の異常や歯周疾患等のリスクを、受動喫煙は、虚血性心疾患や肺がん等のリスクを、それぞれ高めるとされています。
- 都民の成人喫煙率は、減少傾向にあり、男性で28.2%、女性で9.3%と、全国平均より低くなっていますが、ここ数年は下げ幅が小さくなっています。こうした現状を踏まえ、東京都健康推進プラン21（第二次）及び東京都がん対策推進計画（第二次改定）により、成人の喫煙率を全体12%、男性19%、女性6%（喫煙をやめたい人がやめた場合の喫煙率）とする目標設定を行っています。
- 厚生労働省が公表した「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書（平成28年8月）」では、受動喫煙による年間死亡者数は、全国で約1万5千人と推計しており、受動喫煙防止対策の推進が必要です。健康増進法は、多数の人が利用する施設において、施設管理者が受動喫煙防止のための措置を講じるよう定めていますが、努力義務のため、対策の強化に向けた法改正を目指しています。

【取組の方向性】

- 東京都は、区市町村、医療施設、学校、企業等と連携し、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響について都民に普及啓発するとともに、受動喫煙防止対策を一層強化するため、東京都受動喫煙防止条例（仮称）の制定及び施行に向けた取組を推進していきます。

6 予防接種の推進

【現状と課題】

- 予防接種は、感染症を予防し、または罹患しても症状を軽度に抑える上で最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、都民の生命と健康を守る重要な手段です。予防接種を推進するためには、接種の時期や効果、副反応の可能性等について都民が正しく理解した上で、自らの判断で予防接種を受けることができるよう、十分な情報提供を行うことが重要です。
- 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期予防接種の実施主体は区市町村とされ、各区市町村は住民に対し予防接種の勧奨を行うとともに、広報誌やホームページ等により予防接種制度等に関する情報提供を行っています。しかし、こうした情報提供の取組が、個々の住民や保健・福祉・教育等の関係機関に十分に把握されていない場合や、住民が自ら情報を得ようとしても入手先が分からないといった場合が考えられることから、住民がより情報を入手しやすくすることが望まれます。

【取組の方向性】

- 東京都は、都のホームページに予防接種制度に関する情報を掲載するとともに、区市町村や、海外渡航時に推奨される予防接種に関する情報提供を行っている検疫所等関係機関のホームページとのリンク設定を行うなど、関係機関と連携し都民への情報提供を適切に行っていきます。また、海外旅行者・帰国者に対して、啓発冊子を作成し、効果的な配布を行うことにより、感染症の予防について理解促進を図っていきます。

第2節 医療資源の効率的な活用に向けた取組

1 切れ目ない保健医療体制の推進

【現状と課題】

- 東京都はこれまで、疾病・事業ごとに協議会等を設け、がん診療連携拠点病院の整備や救急医療の東京ルールの実用開始、周産期医療ネットワークの構築等を図ったほか、医療人材の養成・確保及び資質の向上を図る取組などを行い、保健医療体制を整備してきました。
- 今後、平成37年に向けて東京都の人口が増加するとともに、平成42年には都民の約4人に1人が高齢者になると推測されています。少子高齢化が更に進展し、医療・介護サービスの需要が増大しても、医療、介護が必要な人や、認知症の人など地域の支援を必要とする都民が、安心して暮らし続けるためには、効率的で質の高い医療提供体制の構築が求められています。
- このため、都は、平成28年7月に東京都地域医療構想を策定し、平成37年に向けて病床の機能分化・連携や、在宅医療等の基盤整備等を推進していくこととしています。

【取組の方向性】

- 平成30年3月には地域医療構想を一体化させた「東京都保健医療計画（第六次改定）」を策定し、地域医療構想の実現に向けて、疾病・事業ごとの具体的な取組を進めていきます。

（ア）地域医療構想による病床機能の分化・連携

- 東京都は、医療機関の自主的な取組と医療機関相互の協議による病床の機能分化・連携を推進するため、地域医療構想調整会議において、地域の関係者間で具体的な対応策についての協議を行っていきます。
- また、病床の整備や病床機能の転換を検討する医療機関に対し、医療経営の専門家による支援や、施設・設備整備等への支援を実施します。

（イ）がん医療の取組

- 東京都は、がん患者に適切な集学的治療が提供できるよう医療体制を充実します。また、患者が、がん診療連携拠点病院等から地域の医療機関や在宅に安心して移行できるよう、医療機関等との連携の充実などについて検討していきます。
- がんと診断された時から切れ目のない緩和ケアを提供し、患者が希望する場所で安心して療養できるよう、緩和ケアの充実を図ります。

(ウ) 脳卒中医療の取組

- 東京都は、脳卒中を予防する生活習慣や再発予防及び疾患特性等について、都民・患者の理解促進に努めます。
- 患者が脳卒中を発症した場合に速やかに専門的な治療を受けられるよう救急搬送・受入体制の充実を図ります。
- 急性期から在宅療養に至るまで一貫したリハビリテーションを提供します。
- 住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を送れるよう、地域における医療・介護サービスの連携体制を充実します。

(エ) 心血管疾患医療の取組

- 東京都は、心血管疾患を予防する生活習慣等に関する都民の理解促進に努めます。
- 都民や患者家族による応急手当の普及を推進します。
- 患者が発症した場合において、東京都CCUネットワークを活用し、速やかに専門的な医療につながる体制を確保します。
- 患者の早期退院と社会復帰の促進に向けたしくみづくりと支援のあり方を検討します。
- 重症化予防・再発予防のための継続的な支援のあり方を検討します。

(オ) 糖尿病医療の取組

- 東京都は、糖尿病に関する正しい知識、治療継続の重要性及び糖尿病医療連携等、糖尿病に関する普及啓発を促進します。
- 「糖尿病地域連携の登録医療機関制度」を活用し、患者の早期発見、生活習慣の改善指導も含めた地域で実効性ある糖尿医療連携体制を構築します。
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士など糖尿病に関わる医療従事者の情報の共有化やサポート体制を構築します。

作成中

(カ) 精神疾患医療の取組

- 東京都は、地域において、精神疾患患者が病状に応じて早期に適切な治療が受けられるよう、精神科や一般診療科に加え、薬局、区市町村、保健所、相談支援機関等の関係機関との連携体制を構築し「日常診療体制」を強化します。
- 精神疾患の急激な悪化や精神障害者が身体疾患に罹患し、または身体疾患が悪化したことにより救急医療が必要になった時、身近な地域で症状に応じた適切な医療を受けられるように「精神科救急医療体制」を整備します。
- 精神科病院から地域への移行及び定着の取組を推進するとともに、未治療・治療中断者を含め、精神障害者や家族が地域で安心して生活が送れるよう、「地域生活支援体制」の充実を図ります。

(キ) 救急医療の取組

- 東京都は、いつでも、どこでも、だれでも、その症状に応じた適切な医療が受けられる救急医療体制を確保していきます。
- 救急搬送が増加している高齢者が、保健・医療・介護関係者の連携の下、迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急受診の支援や医療機関による受入体制の強化を図ります。

(ク) 周産期医療の取組

- 東京都は、安全な周産期医療を提供するため、都内8つの周産期医療ネットワークグループにおいて、正常分娩からハイリスク分娩を担う医療機関の機能別役割分担と連携を引き続き進めます。
- 周産期母子医療センターと地域の関係機関等との連携によりNICU等に入院している児の円滑な在宅療養等への移行と、児と家族の安心・安全な療養生活を引き続き推進します。

(ケ) 小児医療の取組

- 東京都は、症状の重い小児患者に対する迅速かつ適切な救命処置を行うため、こども救命センターを中核とした小児医療連携ネットワークの構築を図ります。
- こども救命センターに退院支援コーディネータを配置することにより、円滑な転院・退院を支援するとともに、在宅移行支援病床の設置や、保護者の労力軽減のためのレスパイトの実施を促進し、在宅移行支援の充実を図ります。

(コ) 在宅療養の取組

- 東京都は、誰もが、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、区市町村を実施主体とした、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供する取組を推進していきます。
- 切れ目のない在宅医療の提供に向け、主治医、副主治医制の導入、在宅医と訪問看護ステーション等との連携等による24時間の診療体制の確保、地域包括ケア病棟等を活用した病状変化時に利用できる後方支援病床の確保などの取組を充実します。
- 地域の医療・介護関係者が、在宅療養患者の体調変化や服薬状況等の情報を効果的に共有するなど、在宅療養患者の療養生活を支えるため、ICTを活用した情報共有・多職種連携の取組を推進します。
- 入院医療機関における退院支援の取組を更に進めるとともに、入院時（前）からのかかりつけ医、地域の医療機関、介護支援専門員等多職種との情報共有・連携を強化し、患者・家族も含めたチームでの取組を促進していきます。
- 在宅医療の需要増加に伴い、在宅医療の担い手の育成・確保や、地域における医療・介護連携のコーディネーター的な役割を担う人材の確保に向け、区市町村、関係団体等と連携しながら取組を進め、在宅療養に関わる人材確保に努めていきます。

2 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

【現状と課題】

- 東京都の高齢者人口は今後増加が見込まれ、それに伴い、介護を必要とする高齢者や認知症の高齢者が急速に増えることが予想されます。
- また、高齢者の単独世帯数は、平成27年の74万世帯から平成37年には89万世帯になると推計されるなど、単身又は夫婦のみで生活する高齢者の増加も見込まれます。
- こうした中、平成23年の介護保険法改正により、国及び地方自治体の責務として、高齢者が要介護状態となり、重度化した場合でも、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進するよう努めることとされました。
- 高齢化に伴い、地域社会や家族関係が大きく変容する中、大都市東京の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を確立していくことが必要です。
- そのため、東京都では、平成30年3月に「東京都高齢者保健福祉計画（平成30年度～32年度）」の策定及び「高齢者の居住安定確保プラン」の改定を行い、住まいを含め、高齢者の生活を支えるための取組を推進しています。

【取組の方向性】

- 東京都では、人口密度が高く在宅において医療や介護サービスの効率的な提供が可能であることや、民間企業、非営利団体などの多様な組織体が数多く存在し、在宅サービスや住まいの供給等において新たな事業の創設や参入が期待できることなどの強みを活かしながら、大都市東京の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでいきます。

(ア) 介護基盤の整備の促進と介護人材の確保等

- 東京都は、医療や介護を必要とする状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができ、また、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供するため、各種介護サービスを充実させていきます。
在宅サービスの充実を図るとともに、広域的な観点から、必要な施設サービスを確保するなど、サービス基盤をバランスよく整備していきます。
また、都内で必要とされる介護人材の安定した確保・定着・育成に向け、介護・福祉の仕事に関する普及啓発、事業者の採用支援、職場改善、介護職員等のキャリアアップ支援など、総合的な取組を進めます。

(イ) 認知症対策の総合的な推進

- 東京都は、認知症の人と家族が地域で安心して生活できるよう、区市町村や関係機関と連携した総合的な認知症施策を推進し、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等が受けられる体制を構築していきます。
- 各区市町村（島しょ地域を除く。）に設置した認知症疾患医療センターにおいて、専門医療の提供や専門医療相談を実施するとともに、地域の医療・介護関係者等との連携の推進、人材の育成等を行うことにより、認知症疾患の保健医療水準の向上を図っていきます。

(ウ) 高齢者の住まいの確保

- 東京都は、高齢者が自身の希望に応じた居住の場を選択できるよう、様々な住まい（住宅・施設）の整備を進めます。
- 医療や介護が必要になっても高齢者が安心して居住できる住まいを充実させるため、医療・介護・住宅の三者が連携した住宅の整備を進めます。
- サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に、東京都独自の基準を設けるなどサービスの質の確保を図ります。

(エ) 介護予防の推進と支え合う地域づくり

- 高齢期においても健康で充実した生活を送るためには、青壮年期から生活習慣病予防に努めるとともに、加齢に伴う介護予防にも意欲的に取り組むことが重要となります。
- このため、行政が行う健康づくりや提供される介護予防のサービスだけでなく、住民が自ら主体となって取り組む通いの場づくりを推進していくことが必要であり、都はこれに取り組む区市町村を支援していきます。
- また、一人暮らし高齢者等が地域で安心・安全に暮らせるよう、高齢者の孤立を防止するための見守り活動や、地域住民による支え合い・助け合い活動を支援していきます。
- 社会参加に意欲的な高齢者を「地域社会を支える担い手」と位置付け、豊かな知識・技術・経験を生かしながら、自主的かつ継続的に活動できる環境を整備していきます。

3 緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供

【現状と課題】

- 都民の生活が多様化する中、緊急性の少ない軽症患者が夜間や休日に救急外来を受診したり、同一の傷病で短期間に複数の医療機関での受診を繰り返す「重複受診」などの問題が指摘されています。
- こうした受診は、緊急性の高い重症患者の治療を遅らせたり、医療従事者の疲弊を招くことになり、医療費の増加にもつながります。
- 一方で、本人や家族の病状について、緊急性の度合いが判断できないという、患者側の切実な事情もあります。
- 患者の不安を解消し、適正な受診に導くためには、患者の目的に応じた適切な医療情報の提供が求められます。
- 進展する高齢化社会、訪日外国人の増加等を背景に、かかりつけ薬局による健康相談や外国語対応など、都民の目的に応じた薬局情報の提供が求められています。

【取組の方向性】

(ア) “ひまわり” や “t-薬局いんぷお” による適切な医療機関・薬局の選択

- 東京都は、インターネットによる医療機関案内サービス“ひまわり”（以下「“ひまわり”」という。）の医療機関情報を都民に分かりやすく提供できるよう、都民や医療従事者の意見を踏まえ、提供情報の充実、システム改善や操作性の向上等に取り組めます。
- 薬局の機能情報提供システムである“t-薬局いんぷお”（以下「“t-薬局いんぷお”」という。）を活用し、「薬局」の特徴や機能情報を都民や外国人に分かりやすく提供します。また、事業者への監視指導等を通じ、都民に対する医薬品や医療機器の

適切な情報提供を指導・推進します。

- “ひまわり” や “t-薬局いんふお” 等がより一層活用されるよう、都民や医療従事者に対し、認知度の向上や利用率の向上に向けた広報に取り組んでいきます。

画像挿入予定

“ひまわり”・“t-薬局いんふお” トップ画面

(イ) “医療情報ナビ” 等による医療の仕組みなどに対する理解促進

- 東京都では、都民（患者・家族等）が医療に関する情報を正しく理解し、活用できるように支援するため、“知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ” や、病気やケガの対処法や子育てなどの一般的な知識について、インターネットで情報提供を行う“東京都子ども医療ガイド”を活用して、医療の仕組みや医療情報の選択等に関する都民の理解の促進に取り組みます。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都民に身近な区市町村や医師会等と連携し、医療提供施設相互間の機能の分担や業務の連携の重要性の理解を深め、適切な医療機関の受診や在宅療養への理解、看取りに関する正しい知識等について効果的な普及啓発を実施します。

(ウ) 東京消防庁救急相談センターによる電話相談（#7119）の普及啓発

- 東京都では、電話により病気やけがの緊急性を判断したり、休日等に診察可能な医療機関を案内する東京消防庁救急相談センター（電話番号：#7119）を開設し、医師、看護師、救急隊経験者等の職員からなる相談医療チームが都民からの相談に24 時間対応しています。
- 東京都は、救急相談センターの更なる利用促進を図るため、あらゆる機会をとらえて都民に対し幅広く効果的な広報活動を推進します。
- 東京都医師会や救急医学の専門医と連携し、電話相談における医学的な質の一層の向

上を図るとともに、増加する電話相談に対応するため、運営体制の充実を図ります。

図表 東京消防庁救急相談センター（#7119）



(エ)「東京版救急受診ガイド」の利用促進

○ 東京都では、救急相談センターの電話による救急相談に加えて、インターネットなど利便性の高い方法で都民自身が病気やけがの緊急性を確認できるツールとして、平成24年4月から「東京版救急受診ガイド」を提供しています。

東京都医師会及び救急医学の専門医により作成された救急受診ガイドは、医学的な質を確保したガイドとなっています。

東京都は、救急受診ガイドの更なる利用促進を図るため、あらゆる機会をとらえて幅広く効果的な広報活動を推進します。

図表 東京版救急受診ガイド

QRコード
(携帯サイト)



スマートフォン

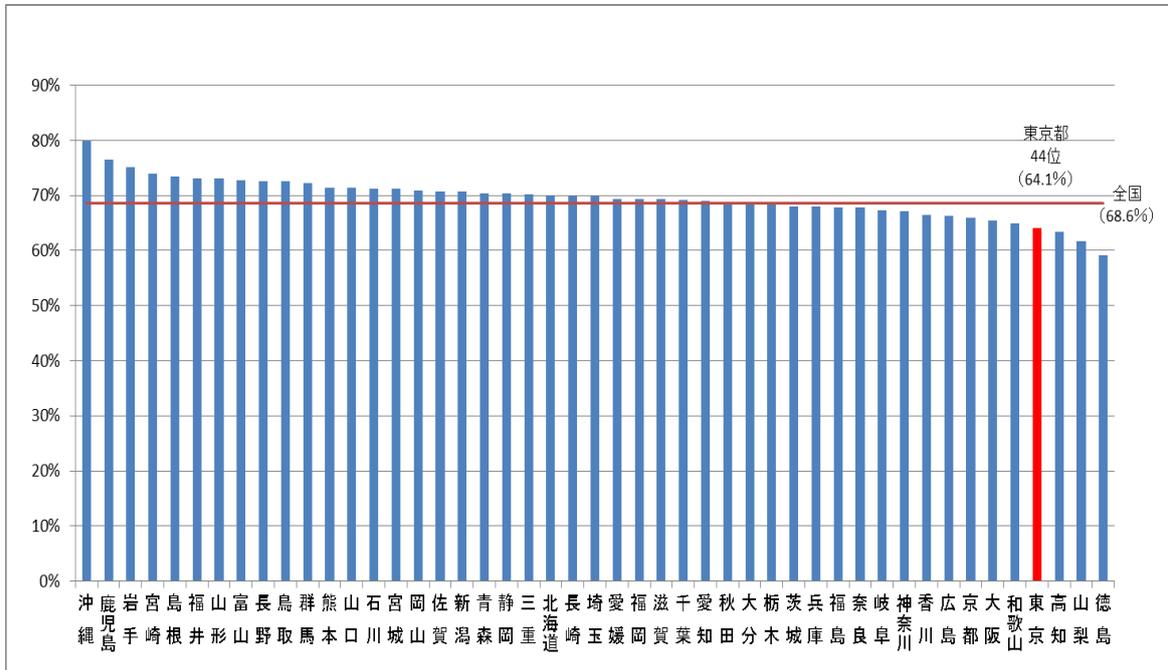


4 後発医薬品の使用促進

【現状と課題】

- 後発医薬品は、先発医薬品と同一成分、同等の効き目の薬で、先発医薬品に比べ価格が安く、ジェネリック医薬品とも呼ばれています。国は平成 25 年 4 月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、さらに、平成 27 年、同 29 年の閣議決定において、平成 32 年（2020 年）9 月までに後発医薬品の使用割合 80%とする目標を掲げています。
- しかし、東京都における後発医薬品の普及は、全国平均を下回っており、平成 29 年 3 月末における調剤医療費の後発医薬品割合（数量ベース）は、64.1%で 44 位となっています。（図表〇）
- 後発医薬品の利用が進まない理由として、後発医薬品の有効性や安全性の面で患者や医療関係者が漠然とした不安を感じていることや、先発医薬品と後発医薬品では、味や大きさ等の使い勝手に違いがあることなどが挙げられます。

(図表〇) : 都道府県別 調剤医療費の後発医薬品数量シェア (平成 29 年 3 月)



出典：「調剤医療費の動向調査（平成 28 年度）」（厚生労働省）
 ※電子処理分の調剤レセプトの集計による。

【取組の方向性】

- 東京都は、東京都薬剤師会による後発医薬品の情報提供サイト運営にかかる支援や、薬事監視指導の一環としての後発医薬品の収去及び溶出試験等の実施により、後発医薬品の普及に向けた環境を整えていきます。
- 後発医薬品への正しい理解を促進するため、医療関係者、都民に向けた普及啓発を強化します。
- 区市町村による後発医薬品に切り替えた場合の自己負担差額通知の取組に対する財政支援や、医師会、薬剤師会等との連携、広報等を行い、全ての区市町村において取組が実施されるよう支援していきます。
- 保険者協議会を通じて、保険者等の取組状況や課題を把握し、好事例の情報提供等を行います。
- 平成 35 年度に向けて、後発医薬品の使用割合を 80%以上とすることを目指します。

ジェネリック医薬品利用促進の取組（荒川区）

作成中

作成中

5 医薬品の適正使用の促進

【現状と課題】

- 医療費の増大が見込まれる中、重複投薬や多剤投与の問題が指摘されています。このことは、副作用といった健康被害に加え、医薬品の飲み残しなどによる医療費の無駄につながります。
- 重複投薬や服薬への不安を解消し、患者に応じた適正な医薬品使用を確保していくためには、薬局と医療機関等との連携が重要であり、さらに、かかりつけ薬剤師・薬局の体制整備や機能強化が求められます。
- また、保険者等による医療機関及び薬局と連携した訪問指導の実施等医薬品の適正使用の取組を推進する必要があります。

【取組の方向性】

- 東京都は、薬局と医療機関や関係団体等との連絡会議を開催するなど、地域連携の構築を支援していきます。また、かかりつけ薬剤師・薬局に対する研修等を実施し、服薬情報の一元的かつ継続的な把握に向けた体制を構築するなど、薬局・薬剤師の機能強化を図る取組をしていきます。
- また、地域で医師、看護師、ケアマネ等と連携し、都民に向けた薬に関する講習会やおくすり相談会を実施するほか、お薬手帳の一元化や電子お薬手帳の活用に向けた取組を推進していきます。
- 国民健康保険の被保険者の適正受診、適正服薬に向けた取組を支援するため、東京都は、区市町村が行う保健指導等に対し引き続き交付金による支援を行います。
- 保険者協議会を通じて、保険者等の取組状況や課題を把握し、好事例の情報提供等を行います。

東京都東村山市の医薬品の適正使用の取組（東村山市）

お薬手帳を活用しましょう

6 レセプト点検等の充実強化

【現状と課題】

- 保険医療機関等は、患者が受けた診療についてレセプトを作成して診療報酬等の請求を行い、保険者等はレセプトの審査点検を行った上で医療費を支払います。
- 保険給付が適正に行われるよう、レセプトの内容を点検することは、保険者等の重要な役割であり、レセプト点検体制の一層の強化を図ることが必要です。
- 柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費について、負傷の部位が複数に及ぶものや施術期間が長期にわたる等、施術状況の確認が必要なものもあり、被保険者に対し、保険給付の範囲等について正しい知識の普及を図り、支給の適正化を進めることが重要です。
- この他、保険者等は、海外療養費の支給の適正化の取組や第三者の不法行為（交通事故等）による負傷等に係る第三者に対する求償事務の取組強化が求められています。

【取組の方向性】

- 東京都は、区市町村、国民健康保険組合及び広域連合に対し、レセプト点検担当者向けの説明会の開催や、レセプト点検相談窓口の開設、指導検査を通じ、効果的な実施に向けた技術的助言を行います。
- 療養費の支給の適正化に向けては、講習会の実施や、柔道整復療養費等に関する療養費支給申請書の点検体制の充実強化について交付金等により支援するほか、ホームページ等を活用した広報に努めていきます。
- 海外療養費の支給事務について、東京都では、海外療養費事務処理等マニュアル作成等の支援を継続していきます。
- 第三者求償事務については、各区市町村において、第三者行為に関するレセプトの抽出及び被保険者への確認が確実に行われるよう、国保連合会や国が委嘱している第三者求償事務アドバイザーと連携した助言等の支援や好事例の情報提供により支援を行っていきます。

第2章 医療費の見込み

- 高齢者医療確保法では、都道府県医療費適正化計画において、以下の事項を踏まえ、計画期間における「医療費の見込み」に関する事項を定めることとされています。
 - ・医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の成果
 - ・住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果
- 医療費適正化基本方針では、各都道府県の医療費の現状に基づき、平成35年度の「医療費の見込み」を算定するとして、標準的な推計方法を規定しており、国から、「医療費の見込み」を推計するためのツール（以下「医療費適正化計画推計ツール」といいます。）が提供されています。

1 都民医療費の推計

- 「医療費適正化計画推計ツール」を用いて、平成35年度の都民医療費を推計しますが、推計に盛り込む医療費適正化の効果は、医療費に影響を与える要因の一部に過ぎないことや、国が設定する前提条件に基づく仮定の数値となっていることから、本計画においては参考値として記載することとします。
- これによると、平成35年度の都民医療費は、医療費適正化の取組により、約608億円の効果が見込まれ、5兆5,171億円となります。（図表53・54）
- 本推計値を参考とし、計画期間における各年度の実績医療費について、毎年度推移を把握していきます。
- なお、前章において定める住民の健康の保持の増進及び医療の効率的な提供の推進に向けた取組については、中長期的な視点に立って継続的に取り組むべきもので、その取組効果が医療費の伸びに与える影響を把握することが難しいことなどから、「医療費適正化計画推計ツール」において、効果額として反映されていないものが多くあります。こうした取組の効果については、今後国から提供されるデータ等を活用しながら、分析が可能か引き続き検討をしていきます。

（図表53）：「医療費適正化計画推計ツール」による医療費の見込みの推計

	平成27年度実績	平成35年度見込み	
医療費	4兆1,433億円	5兆5,171億円	
入院	1兆3,764億円	1兆9,346億円	病床機能の分化・連携の成果を踏まえ算出
入院外	2兆7,669億円	3兆5,824億円	医療費適正化の効果額を反映（▲608億円）

(図表 54) : 医療費適正化の取組により見込まれる効果額の内訳

特定健診等の実施率向上	特定健診70% 保健指導45%を達成	▲17億円
後発医薬品の使用促進	数量シェア80%を達成	▲434億円
以下の取組により結果として地域差縮減		
糖尿病の重症化予防	・40歳以上の糖尿病一人当たり医療費が 全国平均を上回る額が半減	▲99億円
重複投薬の適正化	・3医療機関以上から同一成分医薬品投与 の2医療機関を超える調剤費等が半減	▲1億円
複数医薬品の適正化	・15種類以上投与されている患者(65歳 以上)の14剤を超える調剤費等が半減	▲57億円

2 都民医療費の推計方法の概要

- 「医療費適正化計画推計ツール」では、次の手順により推計を行っています。
 - ①平成 35 年度の自然体の入院外医療費等（入院外及び歯科の医療費）の医療費を推計する。
 - ②平成 35 年度の病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた医療費（入院）を推計する。
 - ③医療費適正化の取組を行った場合の効果額を推計する。
 - ④平成 35 年度の入院外医療費等（①）及び入院医療費（②）に医療費適正化の取組を行った場合の効果額（③）を織り込む。
- ②の「病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた医療費（入院）」は、地域医療構想に基づく平成37年度の病床機能の区分ごとの医療需要から推計した平成35年度の患者見込みを用いて算出しています。

医療費適正化計画推計ツールでは、病床機能の分化及び連携に伴う在宅医療等の増加分は盛り込まれておらず、計画の評価の際に所要の分析等を行うこととされています。
- ③の「医療費適正化の取組を行った場合の効果額」は、以下の推計方法により算出しています。

取組	効果額の推計方法
特定健康診査等の実施率の向上	○特定健康診査受診者のうち特定保健指導の対象者割合が <u>17%</u> 、特定保健指導による効果額を一人当たり単年度で <u>6,000 円</u> と仮定し、特定健康診査の実施率が <u>70%</u> 、特定保健指導の実施率が <u>45%</u> という目標を達成した場合の効果額を推計
後発医薬品の使用促進	○ONDBデータを用いて、仮に平成 25 年度に数量シェア <u>80%</u> の目標を達成した場合の効果額（平成 29 年度の数量シェア 70%を前提に 10%引き上げた場合の効果額）を算出し、平成 35 年度においても同じ割合を占めると仮定した場合の効果額を推計

地域差縮減に向けた取組	<p>○以下の取組により、結果的に一人当たり外来医療費の地域差が半減する効果が期待されるため、これらの要素を加味</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・保険者・医療関係者の連携による糖尿病に関する重症化予防の取組の推進 ・かかりつけ医、かかりつけ薬剤師・薬局の役割の発揮や、病院と診療所の連携の推進による重複投薬、複数種類の医薬品の投与の適正化 など
糖尿病の重化予防の推進	○平成 25 年度において、40 歳以上の糖尿病の一人当たり医療費が全国平均を上回る額を半減した場合の効果額を算定し、平成 35 年度の医療費に換算した額を推計
重複投薬の適正化効果	○平成 25 年度に 3 医療機関以上から同一の成分の医薬品の投与を受けている患者の調剤費等のうち 2 医療機関を超える調剤費等が半減した場合の効果額を推計
複数種類医薬品の適正化効果	○平成 25 年度に 15 種類以上投与されている患者（65 歳以上）の調剤費等の 14 種類を超える調剤費等を半減した場合の効果額を算出し、平成 35 年度の医療費に換算した額を推計

第3章 医療費適正化の推進に向けた関係者の役割と連携

- 医療費適正化の取組は、国、都道府県及び保険者等がそれぞれの役割の下推進していくものであり、医療費適正化基本方針では、医療保険と介護保険の制度全般を所管する国がその役割を果たすことが前提とした上で、都道府県、保険者等、医療の担い手等、国民それぞれの取組について規定されています。
- 本計画に定める取組の推進に当たっても、関係者が連携しながら主体的、積極的に取り組んでいく必要があります。

1 関係者の役割

(1) 東京都の役割

- 保険者等における進捗状況を踏まえ、保険者協議会を通じて必要な協力を求めるなど、計画の推進に関し、目標達成に向け、主体的な取組を行っていきます。
- 健康づくりに係る普及啓発や人材育成を行うとともに、区市町村等における健康づくりの取組の推進を支援します。
- 地域医療構想に基づく医療提供体制の整備を推進します。
- 国民健康保険の財政運営の責任主体として、区市町村とともに医療費適正化の取組等を推進し、保険者機能を発揮していきます。

(2) 保険者等の役割

- 保険者等は、医療保険を運営する主体としての役割に加え、保健事業等を通じた加入者の健康管理や医療の質及び効率性向上のための医療提供体制側への働きかけを行う等、保険者機能の強化を図ることが重要です。
- 保健事業の実施主体として、特定健康診査等の実施のほか、加入者の健康の保持増進のために必要な事業を積極的に推進していく役割を担っており、データヘルス計画に基づく効果的かつ効率的な保健事業の実施、医療関係者と連携した重症化予防に係る取組、加入者の健康管理等に係る自助努力を支援する取組などを各保険者等の実情に応じて推進していくことが期待されています。
- また、後発薬品の使用促進のため、自己負担の差額通知等の取組の推進や、医療機関と連携した訪問指導の実施等重複投薬の是正に向けた取組を行うことなども期待されています。

(3) 医療の担い手等の役割

- 医療の担い手等は、特定健康診査等の実施や医療の提供に際して、質が高く効率的な医療を提供する役割があります。
また、かかりつけ医やかかりつけ薬局による特定健康診査等の受診勧奨や、保険

者等が重症化予防等の保健事業を実施するに当たり保険者等と連携した取組が期待されています。

- また、自主的な取組と医療機関相互の協議によって病床の機能分化・連携を推進する地域医療構想の趣旨を理解し、その実現に向け、地域における必要な医療体制の確保に参画します。
- この他、患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応や調剤に必要な体制の整備に努めることや、医薬品の処方医、歯科医とかかりつけ薬剤師・薬局等との連携の下、一元的・継続的な薬学的管理を通じた重複投薬などの是正等の取組を行います。

(4) 区市町村の役割

- 地域における健康づくりの推進役として、地域の状況に応じた健康づくりに関わる普及啓発や事業を実施します。
- 歩きやすいまちづくり等の環境整備など、各種事業に健康づくりの観点を入れることが求められています。
- また、様々な世代が健康づくりに取り組むことができる企画を工夫して実施することや、学校等関係機関、事業者・医療保険者・NPO・企業等との連携により地域資源を有効活用、普及啓発を効果的に進めること、住民の生活習慣病や健康状態の差の縮小に向け様々な健康づくり施策を進めることが期待されています。

(5) 都民の役割

- 自らの加齢に伴って生じる心身の変化等を知り、食生活や運動などライフスタイルの改善を図るとともに、積極的に健康診断を受診するなど健康の保持増進に努めることが重要です。
- 健診結果等健康情報の把握に努め、保険者等の支援を受けながら、積極的に健康づくりの取組を行うこと、医療機関等の機能に応じ、医療を適切に受けるよう努めることが期待されます。

2 保険者協議会を通じた保険者等との連携

- 東京都は平成30年度から、国民健康保険の保険者として保険者協議会に参画します。
- 保険者協議会と連携し、保険者等が行う医療費適正化の取組状況や課題を把握し、好事例や、国保データベース（KDB）による医療費分析結果等を共有するなど、保険者等の取組を支援していきます。

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進

- 計画の推進に当たっては、計画に掲げた目標の進捗を把握し、目標達成に向けた取組を進めていきます。

1 進捗状況の公表

- 計画に掲げた目標の達成に向けた進捗状況を把握し、計画期間において初年度及び最終年度以外の毎年度進捗状況の公表を行います。
- 毎年度の進捗状況を踏まえ、必要に応じ、目標を達成するために取り組むべき施策等の内容について見直しを行うなど必要な対策を講じます。

2 進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）

- 第四期計画の作成に資するため、計画期間の最終年度（平成35年度）には、計画の進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）を実施し、結果を公表します。

3 実績の評価

- 計画期間終了の翌年度（平成36年度）に実績の評価を行い、結果を公表します。

第2節 計画の周知

- 本計画は、東京都ホームページに掲載し、都民に広く周知します。